

令和2年第6回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 令和2年12月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年12月9日（水）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （13名）
 

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名
 

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊
生活環境室長 山口 成人	地域共生室長 中西扶美代	監 査 委 員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
 

議会事務局長 山下 健一	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 村井 摩耶
--------------	-------------	-------------
- 8 日 程
  - 第1. 会議録署名議員の指名
  - 第2. 町政一般に関する質問

順 番	質 問 者	質 問 内 容
1	奥川 直人 P2-P13	(1) 『ふれあいの館』を発災時、避難所として利用させて頂きたい (2) 玉城町自主防災推進事業補助金について (3) 役場総電力料金721万円削減提案について
2	坪井 信義 P13-P24	(1) お堀の堆積物の対応と周辺整備について (2) 田丸駅舎の今後について
3	北 守 P24-P30	(1) 玉城町における広聴活動について
4	小林 豊 P30-P36	(1) コンプライアンスについて (2) 災害対策について

5	津田久美子 P36-P46	(1) 改正社会福祉法に伴う地域共生社会の実現について
6	谷口 和也 P47-P58	(1) 人口減少対策について

(午前9時00分 開会)

### ◎開会の宣告

- 議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。  
よって、令和2年第6回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山口 和宏) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において  
9番 坪井 信義 君                      10番 奥川 直人 君  
の2名を指名いたします。

### ◎日程第2 町政一般に関する質問

- 議長(山口 和宏) 次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、質問時間を60分から45分に短縮して  
の質問としていますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

[10番 奥川 直人 議員登壇]

《10番 奥川 直人 議員》

- 議長(山口 和宏) 初めに、10番 奥川直人君の質問を許します。  
10番 奥川直人君。

- 10番(奥川 直人) 10番 奥川。  
それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問をしてみたいと思います。  
まず、一般質問の議長からお話がありましたように、45分という形で短縮をされました。これまでの一般質問の答弁をお聞きをしてみている中で、教育長並びに教育委員会の答弁は、質問に対し誠実で簡潔で明瞭な答弁であると今まで感じておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

では、3点質問させていただきます。まず、ふれあいの館、弘法温泉ですけれども、

災害が発生したときに避難所として利用させていただきたいと、このような要望であります。2点目が、本年から改正されました玉城町自主防災推進事業補助金についてお聞きをします。3番目が、役場の総電力料金、年間721万円の削減提案について質問を行います。

まず、1番目のふれあいの館の災害が発生したときの避難所という形でありますけれども、その根拠としまして、私が住む玉城町原区では、地震の際、公民館は耐震性がないということで、使用はしません。約25坪ほどの区の中にあります小集会所を自主避難所と決めています。自主避難所の開設と運営の訓練を先般行ってみました。案の定、スペースが狭い。または、今回のコロナウイルスの感染対策などを考えれば、大変厳しいということが分かりました。

また、町の指定避難所である外城田小学校までは、道のりも外城田地区ではかなり一番遠いかなと思える距離があります。雨天や夜間の移動など、それに伴う二次災害も考えれば、かなり厳しいと言えますので、そこで災害が発生した場合、最悪の状況の場合に、区内にある公共施設であるふれあいの館を原区の一部の避難者や、または一般の帰宅困難者に使用させていただけないかとお話を以前町長にさせていただいて、まあ、ええやないかと内諾をいただいていたのですが、今なぜ許可されないのか、その理由を町長、お聞きしたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員からもありましたように、できるだけ簡潔にお答えを申し上げますので、よろしくお願ひします。議員さんのほうもよろしくお願ひします。

まず、避難所は、命を守るというふうなことを最大目的として設置をするという考え方は当然のことです。原区の公民館が耐震機能がないというふうなことでございまして、いざのときには、7つの町の指定避難所だけではなくて、公共施設をはじめ、最近の状況でございまして、分散型避難で、個人のおうちのしっかりした建物には避難をしていただくというふうなことの臨機応変の対応が必要な事態になってきているということはお承知のとおりであります。

したがって、今のこのふれあいの館でございまして、これにつきましては、やはりいざのときには周辺地域、場合によっては町外の方もご利用いただかならんかも分かりませんが、特に温泉施設がございまして、そうした中で、避難所として入浴をしていただくというふうなことも必要な場合もありますから、これはいざのときには活用していただくという考え方を持たせていただいております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） いざというときには避難所として利用させていただけるということでしたけれども、担当者の方からお聞きすると、人が少ないから、すぐ鍵開けられへ

んとか、いろいろな課題があるというふうなことをお聞きしたんで、その辺についての内容はどうでしょうか。すぐ対応できるんですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

奥川議員のほうよりご質問のありましたとおり、以前、役場のほうにお越しいただきましてお話をさせていただいた際に、ふれあいの館について使用できないかというふうなお話をいただきました。

その際に私のほうから、確かに原区さんだけにお貸しすることは難しいですよというふうなお話はさせていただいたつもりでございます。といいますのは、公共施設ということもございまして、やはり大きな災害が発生した際には、温泉を利用されておられた方も利用されると思いますし、また通りを通りかかった方々もまた使用されるというふうなこともあろうかというふうなこともございます。

また、玉城町の地域防災計画の中には、入浴施設確保対策というふうなことの文言が記載されておりまして、本新設を入浴施設として指定をしておると。これはふれあいの館だけではなくて、保健福祉会館もそれに該当するわけですが、そういった場合に、やはり避難者の方がたくさん入っておられますと、そういう入浴もできないというふうなことも考えられるかなというふうなこともございました。

したがって、原区さんに限定しての使用は難しいですよというふうなことでお答えをさせていただいたというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） その際も一般の方も含めてというお話をしたつもりですよ、私は、ということは、それはアスピータ玉城の施設については、避難所として広く利用していただけると。万が一、先ほど申しましたように、私の原の自治区においても、小集会所で狭いというふうなことで、対応し切れない場合は対応は可能だということになるわけですが、それは夜とかそういうときに誰が対応してくるのかな、じゃ。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

そうですね、避難所として、一時避難所として活用いただくというふうな場合には、当然その施設の安全性というか、そういったものも確認をした上でというふうな形になるかと思えます。

ふれあいの館には、近くに吠（カマス）池というのがございまして、浸水想定区域というふうなところで、少し心配な部分がございますので、そういった部分を確認させていただくのと同時に、やはり夜間でありまして、そういう大きな災害が発生した際には、町の災害対策本部というのを立ち上げますので、その中で、町の職員が開錠するというふうなことは可能だというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） これで安心をさせていただきました。

避難所というのは、本当に一時的に難を逃れる場所やということで、長期間ということはないんで、例えば二、三日とか、その緊急時だけ避難するというふうなことなんで、非常に大事な命、財産じゃなくて命を守るための避難所であるんで、非常に今答弁いただきましたように、使えるということになりました。

いろいろなことで、そういったときに、例えば皆さん、自主防災組織をつくっておられるわけですから、そういう話も、避難所にしようとしているアスピアの鍵を開けたり、いろいろな条件あると思うんですけども、そういったものに対して、やっぱり自主防災会という組織も仲間に入れながら、うまく活用できる方法というのを、今後含めて議論していただければなというふうに思いますので、これにつきましては、利用できるという形になりました。ありがとうございます。

では、次の質問に参ります。

次に、4月1日に改正がされました自主防災組織の活動をやりやすくするための玉城町自主防災推進事業補助金についてお聞きをします。

まず、現在、この事業補助金を利用している、または自治区や防災会は何件あるのかなということをお聞きをする予定でしたけれども、事前にお話を聞かさせていただきました、今年の4月に14団体がもう既に組織としてできているということで、4月からこの12月までに2団体が増えた。正規の団体としては16団体になりましたということです。

そして、今後進めようとしておる団体が4団体ということで、合わせて20団体でええんかな。20団体が一応この補助金を頂けるという形で、今後の活動展開していきたいという意思を持った団体であります。

この1年間の防災室も含めてですよ、行政の皆さんの努力も含めて、14から20に団体数が増えたということで、6団体増える、もしくは増える可能性があって、まだこの補助金を活用することで今後も増える傾向にあるということです。皆さんの努力と、この補助金が設置されたことで、功を奏してきたと言えるんじゃないかなと、このように思っています。

そういう中で、新設された活動維持運営費補助についてお聞きをしますが、この補助金は、活動している組織に年間に基本額が1万2,000円、毎年ね。プラス世帯数掛ける300円を上乗せして活動をしていくということであります。

この活動の主要目的は、いわゆる防災会なり、区のね、組織内の啓蒙啓発、訓練や会議の活動経費などに使っていただくということを目的としておりますが、そこで世帯割補助金とあります。これは組織加入1世帯300円と書かれておるんですが、組織加入世帯とはどんな基準なんですかということを質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

先ほどご質問のございました自主防災組織活動運営費の世帯割の考え方ということでご質問があったかと思えます。

世帯割につきましては、組織の加入世帯1世帯につき300円というふうに定義をされておりますので、この基準に沿った形で補助をさせていただいておるといふような状況でございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 世帯というのは、要は人口統計が出ています。原区には約253世帯がありまして、区に入っている人は183か184かくらい的人数で、どちらですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

役場のほうで補助金の算定の根拠とさせていただいています加入世帯といたしましては、1つは、区入りの世帯数というふうなことも1つの根拠にはなっておるんですが、先ほど申し上げましたとおり、組織の加入世帯というふうにしてございますので、あくまでも区入りの方以外の方ですね、区入り外の世帯でありまして、この防災活動に参加していただける世帯に関しましては、加算させていただいていいものかというふうには考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私たちは、自主防災会としては、区内に居住する全世帯を対象として活動を我々は進めています。多分、恐らく自治区の防災組織は全てそうだと思っていますよ。区に入っている、入っていないで判断をしろ、その防災会に入っている、入っていないで判断しろということでしょうか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

先ほどのご質問につきましては、ちょっと止め直すような形ではございますが、町といたしましては、あくまでもこの防災活動に参加していただいております世帯数というのを基準にさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私たちは、防災会で割り切って活動しているわけではございません。皆さんもそうだと思うんですよ。区に入っていない方も区に入らせていただきたいと、日常努力をしています。こういう組織も、入らせていただきたいと思って努力をしています。

それは役場の皆さんも私たちも、多く参加してくれと、協働のまちづくりのために参加してくれと言っておるけれども、なかなか理解してもらえないけれども、そんな人は見捨てるんかということじゃないでしょう。そんなことがあっても、こういうときに助け合いをするんだらうという方向をやっぱり行政がはっきり示してほしいなと私は思うんですよ。

これ、我々としても、補助金もらえへんから、おまえら別やと言うわけにもいかないんで、その辺の方向はしっかり行政としては定めてもらわないと、活動する我々は非常に困るんですよ。どう思いますか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

そうですね、役場のほうといたしましても、実際に区入りされておられる世帯、また区入りされておられない世帯というのがございまして、2割ぐらいですかね。2割ぐらいが未加入世帯と、そういう区入りされておられないというふうにお聞きしておるんですが、町といたしましても、やはり絆を深めるというふうなことから考えますと、全て区入りをしていただくように推進をさせていただいておるところなんです、やはりそれぞれの家庭の事情によりまして、区入りしていただけないというふうなことが現状でございまして。

先ほどのこの補助金制度に関しましては、できる限り組織が運営していきやすいような形で補助制度を設けましたので、そのようにはさせていただきたいんですが、一応この定義の中で、加入世帯数というふうにしておりますので、うちのほうも、町といたしましても、できる限り区入りをしていただくように推進をさせていただくということでご理解いただけないかなというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） じゃ、原区の例えば自主防災会で入ってない、入れない方については、町が面倒見てくれるのかな。税金もろうとするのやろう、皆さんは、守る義務があるやんか。

じゃ、そのリストを作るから、何かのとき、あなた、見てやってくれるのか。どうですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

区入り外の方でありまして、やはり町民の方ですから、平等にそういう補助制度というか、そういったものも受けていただくというのは当然のことではございますが、この制度に関しまして言いますと、やはり活動していただく組織というのが母体になっておりますので、やはりその加入世帯というのを一応基準にさせていただきたいということで現在のところは考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） じゃ、入ってない人はお任せしますわ。皆さんで責任もって見てやって。そういうふうにご指導するわけやろう。

行政としては、会に入っていない、もしくはその区に入っていない人は対象外やと、補助の。300円やんか。僕に言うたらね、皆さん、悪いけれども、300円なことだもんで、大きな考えでいくと、区の活動と防災活動とは全く違うんですよ。だから、今までどお

りの同じの考え方では、そういう活動がうまく回らないじゃないかと。

本来、防災というのは、もう玉城町民全部ですやんか。入っていると、入っていないとかいう判断は誰がどうやっているのか。例えば、じゃ聞きますよ。原区が、原の自主防災、各自主防災会が、うちはもう全部が会員なんやと、そういうふうな形で活動いっつもしているんやと言うたら、それでいいの。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

先ほど奥川議員のほうから、原区に250軒ほどあると。また、その中で区に入ってみえる方が180何軒というようなご説明がございました。奥川議員のほうといたしましては、250軒に対しての……

○10番（奥川 直人） そうですよ。

○総務政策課長（中西 元） 今、活動しておるといふか、その辺の防災をしておるといふようなお話。したがって、250人の方が会員といふようなことで解釈できようかと思えます。

○10番（奥川 直人） そうですね。

○総務政策課長（中西 元） ですので、そのようなことで対応を図っていきたくと考えております。

しかしながら、名簿があるのかないのかといふようなことが出てこようかと思えますが、当然そういう原区に見える方のお名前のご存じのことやと思えますし、そういったことで名簿が作成できようかと思えますので、そのようなことで、250名といふようなことで対応を考えていきたいと、このように考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） ありがとうございます。まさにそのとおりだと思います。

例えばですよ、何度も私、これ言っておるんですが、今日もうまく話が、この話が進まなかったら、これ出そうかなといふふうに思うとったんですが、先ほど申しましたように、自治区の活動と防災活動は全く観点が違ふと、これ、1つです。

ちなみに、何度もこれは比較対象にしていますが、多気町さん、何度も私、言っていますけれども、もう一応了解もらったんで、金額は別にしますよ。多気町さんは、金額年間の基本金額あって、それで世帯数掛ける500円か何ぼか多気町は出しているわけです。多気町の防災担当係長さんに聞くと、区民以外の住民も防災会で守っていただいていると、こういうふうにおっしゃっています。区民以外の住民も防災会の組織の中で守ってもらっているために、人口統計に基づく人口で支援をさせていただいておりますといふことですので、行政と防災会といふのはもう一体のものでやっていくんだと、こういうふうなことになっていきますんで、ぜひ、今回また補助金も質問しますけれども、この活動補助金も出てないんですよ、自治区に。もう4月から活動始まって、もう我々、予算ないんですよ。本当は8万何がしもらう予定が、行政からまだ出てないということ



で、赤字経営してますのですわ、この防災の活動も。だから、活動助成金になってないということなんで、その遅れた理由も、じゃちよっとすみませんけれども、話のついでに答弁いただこうかな。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長 見並。

各自治区におかれましては、自主防災組織事業補助金、既に支払いが済んでおる自治区もございますし、まだ予算の都合で待っていただいております自治区もあるというのは事実でございます。

この理由といたしまして、当初予算で300万円ほど予算を計上させていただいたわけなんですけど、昨年と比較いたしますと、昨年の実績が1年間で122万円ほどの実績でございましたが、今年はこの11月末現在におきまして350万円ほどの支払いが済んでおるものと申請が出ておるものを含めると、350万円ほどの申請が出てきておるといふような状況でございます。

この増額をいたした要因といたしましては、やはり今年からこの活動運営費に係る補助を追加でさせていただいたということが1つ。また、今年と来年度の2か年にわたり、設立を考えておられます自治区におかれましては、この1割増しの補助金を補助させていただくというふうなことが重なりまして、金額、当初の見込みよりも申請が多かったということで、少しお待ちをいただいておりますというふうな状況でございます。

この12月の定例会後には、速やかに支払いの処理をさせていただきたいというふうにご検討しております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） この補正予算で了解もらわないと支給できないというふうな答弁ですが、いわゆる計画を皆さんつくって進めているわけですよ。この規約、要綱ですか。交付金のあれだって、もうとつくの、去年の年末頃から素案ができておって、こうするというものができたわけや。それで、皆さんは自主防災会を進めようという形で計画しておるわけやんか。今さら予算が足らんというのは、計画の立て方と予算があれが全然マッチしてないということや。要は頑張り過ぎたということや、皆さんが。そやろ。自主防災会が増え過ぎましたと。こんなええことはないんで、だからそういう皆さんが努力目標を持つ企画、計画を年度当初に立てていただければ、こういうことはないと言えるわけなんで、その辺は、自分たちが頑張る努力目標はここへ置いて、それに対する予算を組むんだというのが本来であるということで、今までこの自主防災の組織につきましては、非常に皆さん、地域の皆さんも含めて、町民の皆さんも含めて協力をいただいておりますんで、そういうミスがないようにしていただきたいという要望であります。

では、次に参ります。

次は、役場の総電力料金、これは年間ですけれども、721万円削減できる提案があります。これについてお伺いをしてまいりたいと思っておりますが、9月の議会で一般質問で私

はこの質問をさせていただこうと思っていたんですが、時間がなくて、質問趣旨を述べただけに終わったわけであります。

その間、いみじくも菅政権といいますか、今の政府ですね。は、成長戦略の柱に経済と環境、好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限力を注ぐということ。そして、2050年までに温室効果ガス排出ゼロにする。すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されております。

そこで、私の提案する内容も、いわゆるCO<sub>2</sub>ゼロの提言を受けまして、さらに役場の総電力量、昨年が6,315万円を5,594万円、年間721万円削減できるという電力会社からの提案を町長は昨年12月13日、1年前です。受けられたわけであります。それで、私は大変遅れておるなということは何度も申し上げてきておるわけでありますが、そこで検討が遅れている理由、今の状況、そしてこの話をまた改めて受けて、どのような町長はお考えなのかをお聞きをします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 昨年12月、関係の会社の方と奥川議員が同席をされて紹介をいただきました。CO<sub>2</sub>ゼロの電力供給の資料を拝見をいたしまして、確かに電力料金の単価は施設によってばらつきがありますが、町内の施設によってもばらつきがありますけれども、提案の金額については、ほぼ同額と。基本料金の単価では少し安くなるというふうに確認をいたしました。

玉城町では、平成27年の8月から役場をはじめ、各保育所、小・中学校、中央公民館、アスパ玉城、ふれあいの館で新電力会社からの電気を供給しておると。福祉会館は平成29年からでございますが。しかし、平成27年から5年が経過しておりますので、改めて供給会社を選定することも検討をしております。来年度中には見直しを考えていきたいと、こんなふうに思っています。

また、現在の進捗状況等、担当のほうからも答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

先ほど町長が答弁申し上げましたが、昨年に今回のご紹介を賜っておるということ、それと併せまして複数の電力会社から料金の見直しに関する提案を随時受けているというのも事実でございます。今年は、その内容をさらに研究、分析をして、新規選定の準備を進めるという予定をいたしておったところでございますが、しかし、コロナ禍となりまして、新型コロナウイルス感染症対策業務を優先したということもございまして、今回の業務が思うように進んでいないというようなことが現状でございます。

その後、紹介いただいた業者、先般も役場にお越しをいただいて、話をまた伺っておるというような現状でございます。

今後につきましては、複数の電力会社からの提案を基に、電力料金の新規選定の準備

を進めていきたいというようなことで現在考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 前回申し上げましたんですけれども、私はどこの会社がいいということをしているわけじゃなくて、こういう話が世の中に出ているわけで、玉城町としても、そういう政府も言っているように、CO<sub>2</sub>ゼロ、町内にこれぐらい太陽光のパネルもできている中で、CO<sub>2</sub>ゼロの電気を役場が使うということは、最先端に行くいい話だなと思っていますし、そして、なおかつ固定費、一番難しいのは固定費を減らすことなんです。人件費は別としましても、やっぱり要は光熱とかいろいろな固定費を減らしていくということが非常に難しい世の中で、こういういい話があるのであれば、これは即、どこの会社がいいは皆さん決めたらええ。でも、役場、我々議員としては、玉城町の住民、この玉城町の財政が少しでも豊かになればいい。そんな中で話をしているだけで、別にその会社がどうなろうと私は関係ない。それは経営努力がまずかったんだと言うて話をするだけで、精いっぱい早い段階で話を進めていただきたいと思うてます。

進めるんでもう一つ大事なのは、いろいろなコロナとかいろいろな話もありますけれども、タイミングが大事なんです。この効果を生むというのは、一時的に効果を生むこともあれば、継続なもんですから、一日も早いほうがロスが少なくなるということになりますんで、その辺の判断というのは、非常に経営をしていく中でもものすごく重要なことだと思うんで、それは契約期間書いてあるだけですから、簡単なことなんで、皆さんがそれに対して関心がどれほど高いのかなという疑問を少し私としては持つておったんですけれども、早い段階でこの電気料金、玉城町全部の公共施設の電気料金を七、八百万円安くなればいいんじゃないかなと、こんなご提案を申し上げたところであります。

ちょっと少し時間ありますんで、これは多気町のユーグレナ研究所というところがありまして、この間中日新聞に出ておったんですけれども、ここの会社としては、度会町の風力発電を100%使うんやということで、こういう会社もCO<sub>2</sub>ゼロやと。環境に優しいという取組も進めて、どんどんこうやってPRもしていますし、玉城町もやりゃいいんかなと思うてます。

そして、このCO<sub>2</sub>というのは二酸化炭素で、いろいろな災害を招くということでありまして、玉城町としても、この台風21号で、19年のね、大きな災害もあったと。そういう意味では、こういうことについては、まさにリーダーシップを発揮して、水害を克服していくためにはこういうことも必要なんだ。町民の皆さんの理解もあろうかと思えますんで、どんどん進めていただきたいと思います。

環境イメージアップになると思っていますんで、その辺のお考えについて、町長、どんな町行政としてはどんなイメージでおられるんでしょうか、お聞きしたいと思います。イメージアップです。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） こういう時代で、自然環境にいろいろな今日の技術発展、経済発

展が非常に影響しておるといふうなことは皆承知のとおりで、その影響がどうなんかにいふうなことは、毎年度重なる大災害といふうなところ、温暖化といふうなこと、皆さん認識をしていただいております時代になってきていますから、努めてそういう二酸化炭素の削減、あるいは町の自然環境保全、そういういふうなことは、町の政策としても、これから重点的に取り組んでいかなきゃいかん分野だなど、こんなふうにご認識しています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 町長も、そういった二酸化炭素なり環境変動との関わりも含めて、玉城町としては進めていくといふうにおっしゃっています。

私は、ちょっと環境省の環境計画課というところで玉城町でどんな状況なのと話を聞いてみました。地球温暖化防止計画というのが2011年につくられたようです。これは玉城町も5か年計画で出しておるんですが、それから一向に音沙汰がないと。ぜひこの機会に、今回の機会ですよ、にその計画の見直しをしてほしいんだといふうなことでもあります。

その際には、2050年のCO<sub>2</sub>、二酸化炭素実質排出ゼロを目指す旨の記載についてもやっていただくとありがたいなということですので、そういう条件は今、整いつつあるんですから、そういったことを進めていただければなといふうに思います。これは要望です。そういうふうにご環境省の担当者が言っていました。

あと、今回、もう最後ですよ。質問を受けまして、ふれあいの館の避難所、これについては、協議をし、一応オーケーだということで、どのようなタイミングでどうするかというのは、詳細な活動の進め方については詰める必要があると思いますけれども、その際は、我々の自主防災とか自治区とか、お世話になる可能性が高い集落なり組織がありますんで、一度十分協議をしていただきたい。

2番目の玉城町の自主防災組織推進事業補助金につきましては、今まで区内ということをご認識しておったんですけれども、それを取り除いて、住民という、区内住民という形にしていただくということですので、これについては、本当に共に住民の命を守る活動がまさに自主防災組織としても委ねられてくるということですので、そういった意味で、またいろいろな意味で活動を広げていただければと思います。

役場の総電力料の721万円の削減についても、速やかに進めるということですので、これについては大きな財源といいますか、ロスが軽減できるということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

この3点の取組についても、本来、町長がもう少し、ごめんなさいね、勝手なことを言うんですけれども、もっとてきぱきと指導性を発揮していただければ、もう少しスムーズに進むように思っていますし、本来のあるべき姿を誰がチェックしているんだといふうに、そういうことを受けまして、非常に少し残念に思うところではありますが、

職員の、確かに職員の皆さんは、いわゆるいかに財政を守っていくかとか、守りの経営が本来であると思っているんです。町長は、一応政治家であるんで、切り開いていく攻めの経営やその判断、これも当然重要になります。そういうことしなければ、守りだけでは玉城町は発展しませんので、ぜひその辺については、副町長も含めて、そういう方向に進んでいただきたいと思います。

町長がこれから、先ほども申されましたように、CO<sub>2</sub>も含めて目指されるまちづくりに対して、職員に適切な指示を出していただいて、熱い情熱を持った職員育成と夢が語れる、語るリーダー育成をお願いをしまして、私の質問にします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、10番 奥川直人君の質問は終わりました。ここで換気のため15分間の休憩を取らせていただきます。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時55分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

休憩前に引き続き、町政一般質問を行います。

#### 〔9番 坪井 信義 議員登壇〕

#### 《9番 坪井 信義 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、9番 坪井信義君の質問を許します。

9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

冒頭に、依然として猛威を振るう新型コロナウイルスに感染された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い鎮静化を願っておるものであります。

それでは、今回は2点質問事項を挙げております。1番目は、お堀の堆積物の対応と周辺整備についてお伺いします。2番目に、田丸駅舎の今後についてであります。

まず、1番目のお堀に関する事項ですが、要旨に（1）と（2）として内容を具体的に挙げております。（1）の部分は、防災に関する事柄が中心でありますので、町長から答弁をお願いしたいと思います。また、（2）の部分は、文化財としての観点からお伺いしますので、教育長より主体的に答弁をお願いをします。また、その中でも、歴史的な関連もございますので、町長にも見識をお伺いいたしますので、よろしくお伺いします。

前置きが長くなりましたが、1番目のお堀の堆積物についてであります。

このことは過去の話であります、職員として、町長も私も20代の頃に職員総出で

あったかと思いますが、お堀の水を完全に抜いた状態で、業者の重機などと一緒に職員の人海戦術で除去作業を行った記憶がありますが、町長も覚えていらっしゃいますか。町長、覚えていますか。

私、そのときは教育委員会に所属しておりまして、町長の後を引き継いでの話でした。おかげで1人1回のところを、教育委員会に所属しておる関係で、毎日出るように上から言われまして、大変臭い思いをしました。本当に臭かったです。

どういうことかいうと、やっぱりヘドロがかなりたまっておりまして、その当時はお堀にですね、お城広場には田丸小学校が建っておりまして、中学校も上にありました。それから、勝田町の保育所の反対側に、お堀の反対側にあります周辺地域の方々は、浄化槽等の配水もお堀のほうにされていました。そういった状況を考えますと、当然であります。堆積物、ヘドロという表現がいいのかどうか分かりませんが、かなり堆積をしておるという状況でございます。そうした中で、それ以来、堆積物の除去をしたことはないというふうに思います。かれこれ40年近く経過していることとなります。

したがって、お堀は川ではありません。土砂の流入はあっても、下流に流れる現象がないというのが現実であります。堆積していると推測しても間違いではないので、この点、現状を踏まえて、町長の理解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 坪井議員からのお堀の堆積物の対応と周辺整備というご質問で、まずご質問にもございましたように、数十年来浚渫を行っていないというのが田丸の特に外堀関係でございます。

したがって、かつては上町のところで池干しがあって、周りの方々がウナギや魚を捕ったというふうなことも覚えておりますけれども、相当の浚渫、堆積物がそのままになっておると、こんなふうに思っています。

それで、ご質問にもございますけれども、周辺住民の皆さん方に対するいろいろな不安というふうなこと、これも当然おありだというふうに思っています。

まず、気泡が発生いたしまして、玉城町としての危機管理の上で第一番はどこかということのときに、まずは職員がお堀の水の排水、西光寺さんのところの排水をきちっと流れるようにする。あるいは、外城田川の今の出張所のところのゲートがきちっと検討されておるかどうか。併せて、過去からの昼田の堤防の決壊のところがどうかと、そうした町の危険箇所、そして最近それぞれ水位計、水位標を設置をいたしましてから、それぞれのところの点検、それぞれ1時間、あるいは2時間単位でパトロールをして、本部へ報告をしてもらう、こういう体制を絶えず取っておる。

その中のまずはお堀の水が増水するということになりますと、3年前の水害も、全体の内水氾濫という考え方でありまして、全体に降り注いだということの大災害があったということでございますけれども、満杯になったということでありました。

したがって、やはり災害、いろいろ地震から風水害からありますけれども、まずは排水をどう適切に対応するのかということが大事であります。坪井議員のご質問のとおり、本町さん、カンマチさんの周辺の皆さん方、心配でありますから、お堀の水を西光寺さんから田丸小学校の体育館の西側に流すという排水系統になっておりますから、これを11月24日に入札を執行いたしまして、少し口を広くするというようにしております。

そんな対応、もう一つは、終末は、ご承知のように、いつも言うております300ヘクタールの有田平野が3年前も満水状態。これはもう洪水でありますから、ふだんなら調整機能が果たすわけでありまして、もう満杯でありました。

しかし、県への働きかけ、あるいはもう一つは、つい先般でありますけれども、最終の排水口が井倉橋、ビックさんのところにあるんですね。井倉橋、そこへ全部集中します。相合川、有田川、それで終末はツシマ遺跡というのがあるんですね。それも先般、井倉橋の構造物は撤去いたしました。そういった対策を逐一取って、皆さんの不安のないように対応していきたい、こんなふうに関心、取り組んでおるところです。

以上です。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 今、町長のほうから具体的な対応についての話もいただきました。

確かに3年ほど前の大雨の被害が発生し、田丸地内数か所で多くの民家が浸水し、重大な被害が発生をしました。また、道路も冠水をし、大変危険な状況にさらされました。

原因等は、既にいろいろな場で言い尽くされておりますが、その対策についても、外城田川の改修なり、いろいろなことがなされておりますけれども、やはり先ほど申し上げましたように、お堀は川ではありませんから、そういった浚渫についても、具体的に浚渫については町長のほうからお話をございませんでしたが、排水口を広げるとか、その排水の行き先等について対応しているというお話をございませんでした。

ただ、少し気になるのは、やはりお堀はかなり堆積しておるという状況はやむを得ないので、それをやろうと思えば、確かに水を抜いての大がかりなものになるというふうに関心するんですけども、町長にもう一点だけ、お堀の浚渫といいますか、ヘドロ等の除去についてはどのようにお考えか、その点、もう一回、町長、お伺いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 答弁の前に、私、先ほど11月24日の入札というふうに関心したか分かりません。訂正させてください。この12月24日の入札で、西光寺さんのところの口を広くするという予定になっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、浚渫関係、特にヘドロが多いんやと思うんですね。そういうところ、いい方法で、できるだけ経費かからんとうまくできやんかなと、こんなふうなことも検討させたいと思っております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） ぜひ町長、今の答弁、速やかに実行、何らかの形でお願いいたしたいと思います。

また、具体的な1つの例なんですけど、直接的には、今まで述べてきました災害等の関連性はあるとは言いませんけれども、本町地区のお堀側の住宅、これ、商工会側のほうなんですけれども、その1軒のお宅で、一番堀に近い箇所がコンクリートで上塗りしてあったんですが、そこが陥没してきたという状況で、私も現場を見せてもらいました。また、その当事者の方が教育委員会に申し出られて、担当者のほうも現地の状況を観察して、町長にも進達していると聞いておりますが、その点について、今後の対策、現場、教育委員会のほうで見られたということですから、答弁いただけますか。

○議長（山口 和宏） 生涯教育課長 平生公一君。

○生涯教育課長（平生 公一） 生涯教育課長 平生。

議員の質問についてお答えさせていただきます。

お堀の防災面につきましては、もう町長のほうからお話があったように、下流側の排水の改修で考えていけたらと思っております。

また、先ほどからご心配されておる浚渫の件につきましても、本来浚渫を手がけようとすると、文化財協議に加えて、仮設進入路の設計とか、あと堆積物の処分など課題も多く、少し時間をいただきたいと思っております。

ただ、最後に質問の中にもございました現実、本町地区のほうでの地盤の下がっておるところとかにつきましては、当面は応急的な対応になると思うんですけれども、部分的に対応のほうを施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） やはり住民の方は、今すぐに住んでおる家屋がどうなるかということではございませんけれども、やはりああいう形で自分の家屋内のところにそういうのが見られると、不安になられます。ですから、行政としては、そういう不安を少しでも解消するような対応をしていただきたいというふうに思います。

もともと商工会が皆ブロック積みをしておりますけれども、あそこに昔の田丸小学校があって、私はあそこ、小学校1年までおりましたけれども、遊んでおった状況からすると、あんなブロックはなかったです。あれを更地にして、販売をしたときに、あれ、商工会のほうにあのようなブロックを積んだんだと思います。だから、そのときあんまり下のほうまで入っていませんし、また1つの例が、本町の公民館、20数年ほど前に下がってきまして、家屋が。それもだんだんとお堀のほうに地盤が沈没してきたということで、役場と協議の上、鋼矢板を打ちました。そのおかげで、相当深く鋼矢板を打っておりますけれども、何本か。現在のところは公民館が傾いているという状況ではございません。

それも、私はそこに住んでおりますから、昔を考えれば、あの公民館のところ、私が



中学、高校ぐらいまではお堀の一角でした。私、大学行っている4年間の間、帰ってきたら、知らん間にあそこに公民館建っていました、埋め立てて。

だから、地元がそういうことで、町に要望して、あそこを埋め立てて建てたんだというふうには思いますけれども、もともとそういうふうな状況で、お堀と立地しているところについては、地盤が当然、土墨か何かでしかなかった昔の状況から考えると、下のほうがお堀にズっていくというふうな状況というのは想像がつくわけです。だから、長年の経過の中で、そういった状況が生まれてくるのは、ある面はやむを得ないと思います。

しかし、そこで生活を営む方々が見えるわけですから、そういった方々の不安を一刻も取り除くという対応を、文化財の観点でしたら教育委員会ですし、町のほうの安全、防災ということでしたら、町側のほうが取っていただくということですので、今後もその点はよろしくお願いします。

次に、2番の項ですが、玉城広場、お城広場側の擁壁と申しますか、土墨についてお伺いをします。

現状見ていただきますと、草木がうっそうと茂っており、元の状況がさっぱり分かりません。昔から見ている者はある程度想像つくんですけども、それでも、もうあれだけ木が、草木が生い茂ってくると、一体どうなっているんだろうというふうな、もう想像、分かりません。

特に、教育委員会の事務所の東側からぐるりと回りまして、中川産業さんの周辺まではほとんど整備がなされていない状況であり、かなりの木が生い茂った状態になっております。この点に関して、文化財保護の観点、あるいは文化財的価値からの観光への発信を踏まえて、あまりにもお粗末ではないかと思えます。

現状維持が原則ではありますが、その点は理解しておりますけれども、そういった状況を踏まえて、このままでいいのか、また整備計画等がありましたら、教育長のほうにお伺いしたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

坪井議員のご指摘のお城広場側のお堀の整備についてですが、今まで教育委員会としてお堀側の草の草刈りや木の伐採等行ってきませんでした。議員が言われるように、玉丸は城山とお堀を含めて文化財として位置づけられ、保護していかなければならないというふうに考えております。

今までは、文化財保護の観点や景観面から、城跡の管理は、天守をはじめ、遊歩道等、訪れた人が気持ちよく城山を見学していただけるように、除草や清掃等を行ってききましたが、今後は、ご指摘のあった手つかずのお堀側も定期的に管理していきたいと思っております。今年度中には除草や竹、木等の伐採に着手してきたいと思えます。

今後の計画という部分で少しお話しさせていただきます。

お堀を含めた史跡の今後の方向性について、報告させていただきたいと思います。

町としましては、龍平翁から頂いた玉丸城跡の国指定を目指していきたいと考えています。

目指す理由の1つは、財政面です。現在の県指定ですと、石垣の修復等に上限1,000万円の35%の補助金、350万円しか出ません。そのほか、朝日新聞社より150万円前後の補助金を毎年頂いています。修復に当たっているんですが、国指定となれば、修復費に対しての2分の1の補助金を頂くことができるということです。

もう一つの理由は、玉丸城跡石垣を末永く後世に残していくためにも、国指定が必要だと考えています。

また、歴史と文化の町として、さらに玉城町が発展していくきっかけになればと考えています。

以上のようなことが国指定の理由となります。

しかし、国指定を目指すには、今後、史跡の調査や発掘したものの整理、また国指定の必要な書類の作成等が求められています。そのようなことから、専門的な知識を持った職員を1名雇い、具体的には5年後の令和7年の国指定に向け、動き出したいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 将来的な計画も踏まえて、詳細にお話をいただきました。

また、国指定に対する考え方も、令和7年に指定を目指したいということをしていただきました。これは、現状をかなり状況を変えながら、また県のほうの判断もあると思いますので、なかなかこちらの都合だけではいかないというふうに思います。

最近、町なかを散策する外から見える方々、結構お見えになります。私も近くに住んでおりますから、ちょっと外へ出たりするとお会いして、よく似た年代の方ですと、声をかけて会話をすることがあります。その人たちが、こちらから来られて、私どものほうへ来ると、橋からこっちになると随分変わるんですねという話をされました。これは説明しにくい、非常に恥ずかしいことです。

その人たちも、あれほど整っているところとこういう雑草がうっそうとしているところで、残念がってみえました。1つのお城として捉えるに当たって、これではあまりにも差が大き過ぎると。そういうふうな状況は、誰が見てもそう思うわけですね。

だから、今お願いしましたように、また教育長、そんな答弁をいただきましたので、期待しております。

この状況について、町長はどのように見解をお持ちか、ちょっと聞かせていただけませんか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 教育長答弁したとおりでございますけれども、やはりこの村山龍

平翁から頂いて、今年92年経過いたしました。生誕170年の年でも今年は節目の年でもございましたけれども、何といたしまして、ご承知のとおり、3年前の水害では、20数か所石垣が崩落をしたということでございます。土塁もそうございました。

これを今まで県指定というふうな形で、町として維持管理はしてきましたけれども、教育長答弁のとおり、僅かな財政支援しかない。これではいかんなど。それと、もう一つも教育長とも重なる部分ありますけれども、代表する歴史学者、小畑先生や、あるいは千田先生や、北垣先生や、もう日本を代表する先生がこの田丸のお城の歴史的価値というふうなことを高く評価なさっておられるということでございますので、最近もまたお城の興味もある方も全国各地から訪ねていただいております。

何といたしまして、玉城町の一番のシンボルでもありますし、一番の宝物というものでありますから、これをきちっと後世に守っていくというのは私たちの使命だというふうに認識をしておりますので、少し時間、あるいは費用もかかりますけれども、国指定に向けて取り組んでいくことで保存をできる。そして、こうしたお城の中で中学生が学ぶ。そして、非常に町としての魅力、これも町の皆さん方にも理解していただきながら、さらにまた町外の皆さん方にも、こうした玉城町のよさについて、ずっとこれからもご理解いただけるような、そういうまちづくりの一番大事なところではないかなというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） ぜひとも町長、よろしくお願ひいたします。

これはちょっと余談でありますけれども、城の周辺を散策というか、散歩される方、結構ございます。町側でも認識はしておられると思っておりますけれども。そういった方々が、ぐるりと回ってくる方、あるいは裏のほうから上がってみええる方、いろいろな方あります。道中、危険と言いませんけれども、上り下りがあって、足元しっかりしていないと、危険な箇所もあるわけです。

先日も、これはお礼なんです。私も一緒に散策をしたときに、手すりで鎖でぶら下がっているところの柱が折れてって、ぐらぐら。あれ、思わずつかんでしまうと、そのまま下へ落下して大けがになるような状況でして、私はその足で教育委員会へ行きまして、そうしたら、名前も言いますけれども、田中君が早速に対応してくれて、危険ですからという表示をしてもらった。今回補正で上げてもらっているの、その箇所ですね。

ということで、やはりそういったことを迅速に対応していかないと、利用されている方が、やはり見た目、鎖がそのままついていますから、根本は折れたということですので、思わずそこをつかんでしまったら、事故につながるということですが、早速な対応をしていただいたので、城に関連して質問しているわけでありませんが、そういう状況で、より多くの方、町民の方が憩いの場として散策されるということを踏まえて、整備もそうですけれども、安全という点からも、これは管理する教育委員会のほうで十分にお願ひしたいというふうに思います。

次に、2番目の田丸駅舎の今後についてであります。

これは、当然ながら駅舎はJ R東海が所有する財産であることを認識をして、質問をいたします。

1番目に、J R東海が所有する駅舎ではあるが、1893年（明治26年）に建築がされており、既に130年近い歴史があり、耐用年数も過ぎております。J R側、その件に関しまして、質問の要旨では、J R側との交渉はどのようになっているかというような書き方をいたしておりますけれども、以前からこの建物については、新しく建て替えるというふうな考えがないというふうに聞いております。

私も役所におるとき、総務課長、副町長のと、副町長のと時は町長に指示をされて、これは建物じゃなしに、ホームの南側の開放で名古屋のほうへ陳情に行きましたけれども、駅舎の問題については、その当時から話はしておりませんが、この問題について、何かJ R側と交渉された経過とございますか、そのような状況はございませんか、町長。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今ほど坪井議員のほうから、J R東海の駅舎に関する協議の経過についてお尋ねをいただいたところでございます。

先ほど坪井議員ご質問いただきましたように、非常に老朽化が進む駅舎でございまして、J R東海さんといたしましては、新しいものに建て替えるというご意向はないというふうな状況の中で、何とか駅舎を維持したいという思いで、何度かJ R東海本社のほうに協議に伺っておるところでございます。

町といたしましても、町の中心街のシンボルということでもございまして、また非常に古い建物ということで、文化財価値も高いということで、何とか残したいということで、交渉を進めてまいっております。

ここ最近では、駅舎の譲渡、譲渡しですね、に関しまして、大変前向きなお話もいただいておりますので、またこの耐震という状況もございまして、その状況を踏まえまして、町としても前向きに検討していくという今、現段階の状況でございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 先日の朝日新聞、11月5日付の記事に田丸駅のことが載っております、「レトロな趣き、観光目玉に」という記事が掲載されておりました。駅舎の改修などをして、観光案内所等の設置も行い、活用されたらというふうな、あくまで新聞の記事内容でありますけれども、当然駅舎の改修とかどうこうになりますと、J R東海側との調整ということになりますので、それに関連してですけれども、2番目に挙げておりますが、亀山市の加太駅は、J R西日本から無償譲渡を受け、市有財産として地域活性化の拠点として活用をしています。また、これは近辺にあります玄甲舎との兼ね合い

も含めて、玉城町としてどんな活用をしていくのかということで、町長、それに関しましてお考えがございましたら、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 駅の活用でございます。今、議員からご質問の中にもありましたように、加太駅のことがかつて新聞にもありましたし、JR東海さんも一部あると思いますけれども、例えばJR東日本さんあたりが非常に古い駅舎を残して、例えばそこをカフェとか、あるいはギャラリーとかというふうなことの活用というふうなものも情報としてキャッチをしておるわけでございますし、ご質問にもございましたように、やはり玄甲舎オープンをさせていただきましたものですから、そういったところとの、前からお話しさせていただいておりますように、もうそれこそ40年、50年前の田丸駅の周辺のにぎわいからいたしますと、随分寂しい状態が町の中心にございますので、何とかしてこの駅舎を残していただく。そして、今、議員の質問にもございましたけれども、例えば山田上り駅が大変寂しい状態になっておるのも現状でございますから、まず活用といたしましては、いろいろなご意見を賜りながらでございますけれども、朝日新聞さんにもございましたような、1つの町の観光の拠点としての活用の仕方というふうなことや、あるいは玉城町の歴史遺産、魅力をアピールする場にしていくということの活用が考えられるのではないかなと思っています。

多くの皆さん方のご意見をいただきながら、ぜひJR東海さんのご理解をいただくように、これからも努めていきたいと思っています。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 本当、もう駅舎自体は、維持していくのに待たない状態ではないかと思っています。このまま崩れたりなんかすれば、JR東海としては、安全運転走行上、建て替えるということになると思うんですけれども、そなれば、予測ですけれども、皆さんご承知のように、山田上りのように、雨露がしのげる程度のもになってしまう。とても待合室というふうな状況ではなくなってしまうというふうに思います。

ですから、そうなるからでは遅いということでもありますから、今の駅舎をどのように変えていくのか。私は、あの駅舎、結構大きいですから、開札口の付近のところは十分今も使っていますし、よろしいですけれども、戸が閉まっているところ、あそこは前は何か運行上の機械が入っていたようなんですけれども、もう自転車置場のほうに新しい建物が建って、そちらへ移設されるということですので、あちらのほうは別になってもいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、それもまずはJR東海のほうから、加太駅のように、ここはJR西日本で違うかも分かりませんが、譲渡いただいて、町のほうで独自の考えで地域の活性化というふうに使っていけるような状況に持って行ってほしいなというふうに思います。

また、それに関連して、町長もご承知やと思いますけれども、田丸駅舎を中心にまちづくりを考える会というのがございます。2月28日に設立をされまして、今まで3回会

議を持っていきまして、そのうちの2回にその当時の担当の里中課長と、それから3回目は中川補佐が出席をいただいて、JRとの経過、それから現在の状況、そういうふうな話をしてもらいました。

今度機会があれば、町長にもぜひ出席をいただきたいと思うんですが、そこには玉城だけやなしに、町外の方も田丸の駅を使われてということで発言されてみえる方があります。ホームページにもあるんですけども、そういったことで、田丸駅については、やっぱり観光的な面も含めて、非常に町長や我々の世代ですと、駅の利用で通学とか、そんなに使いましたから、非常に懐かしいものがありますし、文化財の1つとしては、登録有形文化財と言うんですか。それに所属するのではないかということらしいですけども、文化財もたくさんありますから、だからそういったことも踏まえまして、今後の活用をぜひ町長からも、玄甲舎の話も出ましたので、目と鼻の先にある玄甲舎ですから、田丸駅を利用して、それからまたさわやかウオーキングですね、これは以前私が依頼に行ったときは、なかなか難しかったです、開催が。何かの記念でないとして、あのときは町制65周年でしたかね。それやということで、だけれどもこの間、中川君に情勢聞きましたら、最近はJR東海さん積極的で、企画をしてもらったらオーケーですよというふうな話で、あれも結構60万円かけて、何百人かの方が外城田駅と田丸駅降りて、玉城の町内を歩いてもらいました。だから、そういった形で観光発信するというのも非常に大事やないかと思うんです。

何でこんなことを言うかという、あれ、JR東海の名古屋管内で列車の中にチラシを案内でつけてくれるんですね。そのチラシというのは、岐阜のほうへもいきますし、豊橋、浜松のほうへ走っている電車のところにぶら下がっておりますので、それを見て応募するという方が多いですから、インターネットやあんなんでするのもよろしいですけども、やっぱり通勤通学で利用している人がそういうチラシを見て、先ほど町長が一生懸命言ったみたいな城。最近城のブーム、それは僕も分かります。僕もBSで城関係好きですので、今、放送を盛んにやっています。千田先生とかいろいろな方が出てみえる。だから、そういう機会にそういったチラシを見たら、一回田丸城ってどんなかな。北畠親房から織田信雄等々というのが書いてあると、行ってみようかなというふうに思います。

だから、そういった方を迎えるのに、あの駅舎で大丈夫かなという心配がありますし、降りて、看板はあります。ありますけれども、やっぱり具体的に玉城町のそういう文化財的なことが分かるような案内所といいますか、そういうものがあれば、駅から町内にいろいろな形で移動ができるというふうに思いますので、そういう点も踏まえて、町長の活性化に使っていきたいということでしたが、まちづくりの会でもそういった意見をいろいろと出しておりますので、今後については、積極的にそういったものに耳を傾けて、田丸駅舎をどうしていくかということのお考えを示していただきたいと思いますが、ご回答あればお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） こうして町の有志の皆さん方で、田丸駅舎を中心にまちづくりを考えていこうと、保存していこうと、こういう温かい応援の活動をしていただいておりますこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本当にこの大正元年のプレートが階段上がったところについておるわけでございます。よくお話しさせていただきますが、その後、大正3年が東京駅ができたこと、こういうことでありますから、随分古い建物であるというふうなことは、もちろん明治26年のときの建造から大正元年に建て替えられてということでございますけれども、それともう一つご承知は、小津安二郎監督の映画「浮草」のロケ地にもなったと、こういうふうなことでもございまして、このこともJR東海本社の幹部の方も十分ご承知でございます。大変歴史的な価値をご理解をいただいておりますところまで理解が進んでおるということでございますもんで、これからもJR東海さんの一層のご理解をいただくように働きかけていきたいと思っております。

引き続きこの駅舎の活用、そして中心部のまちづくりについてもご支援いただくようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山口 和宏） 9番 坪井信義君。

○9番（坪井 信義） 質問しながら、要望事項が非常に多かったので、今後の対応については、ぜひともよろしく願いいたします。

特に、この場をお借りして、田丸駅の今、乗降客が529名ですか、昨年の実績で。国鉄からJRというふうに民間になったときに、3,000名を超えていました。参宮線ずっと見渡して、駅に人がいるというのは、多気駅のように分割するところは別ですけども、鳥羽から見て、駅員がおったのは田丸駅だけです。それは3,000人以上あるというのが条件でした。ですけども、今は529人ですから、もう駅員もいなくなって随分年数がたってきましたけれども、やはりできたらちょっと伊勢へ行くときとか、名古屋方面でも快速みえが止まりますから、住民の方にも広く利用いただきたい。私が言うのもおかしいですけども、やっぱり田丸駅をそういった形で残していこうと思うと、利用しないと駄目だと。

私も以前要望に行ったとき、最後にJRさん言われるのは営業です。とにかく副町長さん、乗ってくださいと言われました。快速みえ、今、朝2本だけですよね、名古屋に行くのに止まるの。それをもっと増やしてほしいと言ったら、乗っていただけたら止めますという返事が返ってきました。

でありますので、利用できる機会があれば、町民の皆さんもそろってJRを多く利用して、田丸駅舎についても、町長のほうもしっかり取り組んでいただいて、将来に残していければいいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山口 和宏） 以上で、9番 坪井信義君の質問は終わりました。ここで15分間

の休憩を取らせていただきます。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

- 議長（山口 和宏） 再開いたします。  
休憩前に引き続き、一般質問を行います。

### 〔8番 北 守 議員登壇〕

#### 《8番 北 守 議員》

- 議長（山口 和宏） 次に、8番 北守君の質問を許します。

8番 北守君。

- 8番（北 守） 8番 北。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナ第3波、猛威を振るっております。病院等関係の皆さん、また大変なご苦労なさっておると思います。国民として、町民として、共に乗り越えていきたいと。何とぞよろしく願いいたします。

今日の質問は、玉城町における広聴活動についてであります。

今回は質問スタイルを少し変えて、私なりの広く町民の皆さんの声を聴いていただく広聴についての背景や必要性について、その考えを述べてから、町長に質問したいと思います。

まず、玉城町における広報広聴活動は、行政運営における極めて重要な業務であり、特に広報は行政の動きや施策の内容などを広く住民に知らせる重要な活動であり、現在、広報紙やホームページを活用し、活発に行われております。

しかし、広聴となると少し状況が違います。比較的歴史が浅いこともあり、ほとんどの自治体がかつては広報の一部分のような扱いをしている時期もありました。ところが、一転して、何年か前のことです。生活者起点の行政、さらに住民との協働、コラボレーションなど、住民からの意見を聴いたり、行政と住民が一緒になって運営を行うことが重要だという考え方が全国的に注目されるようになりました。

その時期には、民間企業においても、顧客のニーズの把握の重要性が大きく取り上げられ、お客様相談室の設置など、顧客の考え方、嗜好などを的確に把握することが重要であるという大きな流れが社会全体に出てまいりました。

そもそも広聴活動の本来の目的は、多くの町民の声を聴いて、町民の望んでいる施策に反映することだと思います。もう一つは、住民の持っている不満や疑問に対し、的確に納得いただくまで説明し、ご理解いただくことにより、行政に対する信頼を取り戻していくことでもあります。



しかし、現実には、そういった流れの中で、行政における広聴活動は、そのプロセスにおいて、非常に必要以上に過激な要求をされる方や、不満のはけ口として行政への攻撃をされる方、声を大にして意見を言う方もあり、対応する職員が体調を崩した事案もあったことを聞いております。そういった状況から、どこの自治体においても、対応は困難となってしまいう一面もありました。

行政としては、マイナス面、このようなマイナス面はあるんですが、町民のための行政というふうに捉えてもらうならば、町民の不在とならないような手法をもう少し考えていただいて、職員の対応や接遇などマニュアル化して、どう対処するのがよいか、もっと工夫していただくべきだと思います。

私は、最近、玉城町に限らず、全国的に自治体で広聴活動は下火になりつつあり、有効に機能していないように感じています。

最近、広報11月号で紹介されました玉城町がよい部屋ネットの「街の住みこちランキング」において、三重県で1位、東海4県でも18くらいであったとの結果が発表されました。誇るべきことです。

玉城町は行政水準が高いという評判は以前からありました。長年にわたり、町長さんを中心に、職員の皆さんをはじめ、住民の皆さんとともに活動されてきたその努力の結果だと思います。

いずれにしても、住民とともに歩む町行政を推進する町として、幅広く町民の声を聴くための町行政における広聴活動について、町長は今後どのように推進されていくのか、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から、玉城町における広聴活動についてのご質問を賜りました。

まず、広報広聴活動というものは、まちづくりの根幹をなす重要施策だというふうに認識しております。具体的には、広報たまきの毎月の発行、あるいはいろいろなホームページ等での情報公開、あるいはケーブルテレビたまきチャンネルの放映等、情報発信を逐一しておるわけでございます。

平成29年度には、ホームページのリニューアルと併せてお年寄りの方や障害者の方誰もが利用しやすい環境整備を行ったわけであります。

また、昨年度には、外国語に対応できる機能も追加をしておるわけであります。

特に、コロナ禍でホームページの閲覧数が増加をしております。町の皆さんに必要な情報を分かりやすく伝える重要性が増してきておるといふふうに認識をしております。

また、広聴という部分では、町にお寄せいただくいろいろなご意見もありますし、ご意見を賜ること、あるいは各種の事業展開をするところで、説明会や、あるいは懇談会、また計画を策定するときのパブリックコメントなど、様々な手段を講じて住民の皆さん

方、町の皆さん方の意見を集約に努めておるとというのが今の現状でございます。

また、最近ではSNSを活用した広報広聴や問合せの手法が出てきておりまして、次年度からも、より具体的な広報広聴についての検討をしていきたいと、こんなふうを考えておるところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 町長のほうから広報発信、あるいは広聴の考え方をお聞かせ願ったわけです。

町といたしまして、過去にも広聴ということで、パブリックコメントは、これは法的に決まっておるんで、広聴に入るんかどうかというのはちょっと疑問に思ったんですけども、これは別として、過去にも意見箱とか、そういうご意見をちょうだいするような、役場であったような話も聞いたことがあるわけなんですけれども、私が広聴のことをテーマに今回取り上げたということは、私はもともと『町民の声』欄を設けるのは反対やったわけなんです。何でかという、いろいろと強く意見を主張される方の声が、行政ももうその声で対応に追われ、煩雑になってしまう。こんなことで行政が大変なことになるということで、そんな自分の経験からも、やっぱり望んでおらなかったわけです。

しかし、どこでどう変わったかと。3年前の水害の、あの田丸地区の水害のときでした。町内でいろいろな声があちこちで上がり、どれが本当の意見か、どれが不満やら、いろいろな意見を投げかける方がありました。私は本当にこの町はどうなっていくんやろうなど。もう言いたい放題、ちまたでの話が入り混じりして、本当にどうなっていくんやろうなというふうに心配しました。

先ほど申したとおり、広聴という原点に戻るなら、広聴というものは、本来第一の目的は、やっぱり行政において町民の意見や声を聴く。住民の望んでいる施策を反映すること。2番目に、町の持っている疑問や不満などに対して、本人に納得のいくまで説明し、分かってもらうことが行政の立場を理解してもらう、そういうことがやっぱり大きな意義だと思っております。

現在も、広聴活動について、役場はあらゆる手段を駆使して、今、町長のほうからご答弁いただいたわけなんですけれども、アンケート調査、それで4地区の座談会、あるいは集落へ出向いた座談会、「知っ得納得」とか、共生室なんかでも子育て等の相談業務、これも多彩な活動をしておられるということは、もう重々分かっております。この努力は、やっぱり広聴活動として生きておるんじゃないかと思えます。

そこで、広聴活動を通じて町の施策も、ほとんどそういうことを参考にしながら施策を進めていただいておりますけれども、特にこういう事例があったよということがあれば、お聞かせ願ひたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

お尋ねをいただきました広報といいますか、広聴によってもたらされた施策というふうなお尋ねであったかと思えます。

ちょっと重なりますけれども、広報と広聴、当然セットで考えていくものだという認識を持っております。まずは分かりやすくお伝えをする。そして、それをご理解いただいた上でお聴きするというふうなことが広報広聴ということではなかろうかというふうな思っております。

また、私たち行政につきましては、計画行政というふうと呼ばれることもございまして、各種の計画の策定のときには、アンケートであったり、またヒアリングという手法、またワークショップというような方法とか、そういったもので住民の皆様の意見を集約をし、それを計画に反映して、実行していくというふうなことで、今現在、事業が進められておるといところでございます。

また、各区長さんからのご要望に関しましても、その関係課で整理をいたしまして、町としてお返事を申し上げるというふうなことで、実際実施に当たっておるといところでございます。

ですので、具体的に住民の皆様のある意見が直接というのは、非常にお返事難しいわけですし、それぞれの各計画、例えば健康づくりにしてもそうですし、例えば福祉バスの例えばバス停の話でもそうですが、いろいろなご意見をちょうだいして、それを実現していく、変更していくというふうなことで、日々業務を行っておるといところでございますので、その辺、ご理解いただきたいなというふうな思っております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 広聴は、あらゆるそういう場面で意見を聴いてきたこと、端的な例が、計画書をつくる段階でアンケートを取られる、これは大きな成果やと思うんです。それで、事業をつくっていく上でも、そういうことはされておるといことで、重々よう分かりました。

行政につきましても、いろいろと反映していただいておりますことはありがたいことです。

以前から、玉城町の施策として、職員の地域担当制、これは何回でも質問されますが、これは町として、やはり自慢できる施策ではないかと思えます。

これは、よくよく考えてもらいますと、決められた担当者が行政の施策など担当区域の区長などに説明する意味で、広報の面、こういう面があるわけですね。説明しに行くという、広報をしに行くという面と、それから区長からこんな要望を町へ上げてくれへんかという広聴の両面をやっぱり持っている。これはすばらしいと思うんです。

今の活動状況をお聞きしても、多分、今までの回答のように、なかなか難しいんやないかと思う。よって、ここはもうお聞きはいたしませんけれども、実質的にこれをもう少し掘り下げて、どういうふうにしていくのか、人的配置を含めて、やっぱり広聴を、区長さんのご意見、またこちらの意見をするという、こういうことをやっぱり進めて

いつていただきたいと思います。ここは質問をもう避けます。

それで、広聴につきましては、現実に町民の建設的な意見は本当に少ないわけです。不満のはけ口として、行政に強い意見を言うことも多々あり、その対応する職員については、大変過酷な負担を強いられ、その対応について、つついこの問題には関わりたくないなど、そういうふうなこと、お気持ちはお察しするわけです。

玉城町は、ご意見等の処理は誰が相談業務に当たっておられるのか。もしこういう意見が入ってきたと、そういう場合はどういう方が、役職で言うて、どの方が当たっておられますか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

そのご意見、いただくご意見について、様々な方法ございます。インターネットを通じる場合もありますし、直接お越しいただく場合もございますが、基本的には私どもの地域づくり推進室、総務政策課のほうでちょうどいいいたしまして、それを関係する課にお渡しをする。つまり、課長にお渡しをして、課の中で回答を作り、それをさらに私どものほうからお返事を申し上げる。軽易なものについては、直接する場合もございますが、複数にまたがるようなものについては、私どものほうからお返事をさせていただくというふうなスタイルを取っております。

ただ、直接各課に行ってご相談される場合については、そこで解決していくと思いませんけれども、全体的な話として、流れとしては、私どものほうで一旦全てを、一旦窓口となっておるというところがございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 今の流れ、地域推進室のほうで取りまとめていく、これはよく分かるんですが、直接そういう窓口でこういう質問が各課のほうへありましたよと言われたときに、誰が対応するのやと。窓口来られた方も含めて、何やっていうふうなこともあるかも分かりませんし、こんなことしてほしいよっていうこともあるか分かりません。

それで、今の回答で、これはもう仕方ないかなと思うんやけれども、まずやっぱり改善点として、私の思っておることは、役職のある方、責任のある方がやっぱり出てもらう。最終的には、極論言いますと、町長が出てもらわなあかんと、こういうことにもなるわけやと思います。

そこで、デジタル庁も本来、来年9月でしたか、発足する予定。それで、ICTの活用でホームページのリニューアル何回かやっていたいております。例えば、町民の特に高齢者の人からのご意見ですけれども、パソコンが使いにくい、これも私たちもそうですけれども、そういった意見があります。意見を言う場所がまた分かりにくい、探しでも見つからないという、そういった意見。

それで、広報としてのホームページの中に、もう少し広聴としての意見を言える場所

を設けるお考えはないか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

今ほどご指摘をいただきました町のホームページの中のお問合せであったり、意見を言う場が分かりづらいというふうなご意見であったかと思えます。

確かにご指摘のとおり、玉城町のホームページ、ご覧をいただきますと、一番下段のほうにお問合せというふうな欄がありまして、そちらについては、いつも慣れておられる方については、そちらからご要望いただいたりとか、お問合せいただいておりますというふうなことで、実際、今現在、お問合せをいただくものの多くは、行政の手続的なものというのが非常に多うございます。北議員ご心配でありました強い要望というのは、今、随分減ってきておることがございますが、そういう町民の皆様の声を知るところというんですかね。例えば、ほかの事例でいきますと、何か町民の声というのは、大きなコーナーを作って、募集というんですか、広く開放しておるところもございますので、こちらは検討させていただきまして、当然聴くということは、私たちが絶えず追求していかないといけないという項目だと思いますので、そちらについては、実現できるように早速させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 今おっしゃってみえたように、確かに現在、お問合せ欄というのがあるんです。それで、ホームページのを探しても、なかなかよう見つけやん。最後のほうにちょこっとお問合せのところ。それで、しかもいわゆるメールアドレスですか。それも入れやなあかんと。名前とメールアドレスと、それが必須になっているわけですね。だから、そうなってくると、なかなかこれは難しいんじゃないかと、年寄りには非常に。それで、もう少しそのホームページもちょっと考えてほしいなど。考えていって今、おっしゃってみえたで、考えていただきたい。

これは、そういう要望も含めてお願いしたいというんですが、最後に町長にお伺いするわけですが、町民の声を聴くところから行政の施策は始まると思います。パブリックコメントも毎々やっておられるし、特に大切なことは、サイレントマジョリティーって、昔はやったんですけれども、つまり物言わぬ、大きな声で物言えばよく分かるんですけれども、物を言わぬ多数の方、積極的に発言もしない方の声なき声をどう拾っていくのか、ここが広聴の大事なポイントやと、こう思います。そのお考えを、やっぱりそういう人たちの声をどう拾っていくのかというのを町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 前段答弁申し上げましたように、まちづくり、町の政策推進の基本は、町の皆さん方の声を聴いて、議員も申されましたように、町の皆さん方が不安に

思ってみえることをどう解消していくかということ、あるいは望んでおられることをどう施策として推進していくのかということが一番重要だというふうに思っておりますので、やはり住民の皆さん方の声をどう集めていくかということなんで、それはそれぞれ年齢によりまして、あるいはテーマによりまして、それぞれ関心の度合いが異なるわけでございます。

したがって、いろいろな手法を講じて、町といたしましては、丁寧に分かりやすく伝えていくというふうなこと、その工夫、さらに意見を出していただく場を創出するというふうな環境整備をしていくことが大事だというふうに思っておりますので、引き続き様々なご意見をちょうだいしながら、広報広聴、さらに充実をしていきたいと、こんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 私も今の町長のご答弁、一貫性があるんじゃないかと思えますし、私も議員としまして同じ立場なんです。行政と同じような立場に立っておるという認識でおります。日頃から各種団体との交流を通じて、また台所の声や地域の声を町政に届けるという、これも議員の使命の一つやないかと思っております。

行政は大変な仕事になるんですが、声なき声を吸い上げていただくこと、それでこういうことってというのは、いろいろな手法って今も町長、答弁いただいたんですけども、街の住みこちナンバー1、これにふさわしい玉城町になるんじゃないかと思っております。

どうか、この問題というのは、本当にデリケートでなかなか難しい。それで、かといって課題でもあって、回答もできやん。いろいろなことをやっても、いろいろなまた問題が次へ出てくる。そんなことで、ぜひその方向性を模索していただいて、今後考えていっていただけたらと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、8番 北守君の質問は終わりました。これで予定しておりました午前中の3名の方が終わりましたので、ここで休憩とさせていただきます。続きは午後1時から再開いたします。

（午前11時15分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

お昼休憩に引き続き、一般質問を行います。

〔13番 小林 豊 議員登壇〕

《13番 小林 豊 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、13番 小林豊君の質問を許します。

13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 13番 小林。

ただいま議長の許可をいただき、一般質問の機会を与えていただきましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

質問に入る前に、昨日も申し上げましたが、今年を振り返ると、新型コロナ対策業務、警報発令による待機巡回業務など、通常業務以外の業務が非常に多かったと思います。職員の皆様、本当にご苦労さまでした。これからも地域住民のためによりしくお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回の質問は、コンプライアンスについてと災害対策についてです。

まず、1点目のコンプライアンスについてですが、最近よく耳にする言葉ですが、本来の意味は、遵守、従順、適合性などの英語から来た片仮名用語であります。ビジネスシーンでは法令遵守のことを指すようですが、文字どおり、法に反することなく業務を正しく遂行することを意味しますが、今の時代、法に触れさえしなければいい安易な考え方は通用しなくなっています。

まず、役場内部でのルールやマニュアル、倫理的・道徳的なモラルといった社会規範にどのように払いつつ、業務に公正かつ誠実に向き合っているかをお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 小林議員から、コンプライアンスについて、まずどういう姿勢で仕事に臨んでおられるのかと、こういうことでございます。

まず、役場職員、地方公務員でございますから、その地方公務員としての基本的な心構えといえますか、根拠は、日本国憲法第15条2で、全ての公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないという規定、あるいは地方公務員法第30条の中でも、全て職員は全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければならないと、こういうふうな規定があるわけでございます。

第一番は、もとより住民の皆さん方の福祉、幸せ、そして幸福追求のために、最少の経費で最大の効果を上げるように努力目標を掲げて、仕事に取り組んでいかなければならんと、こういうことになってございます。

さらに、今のご質問にもございましたように、職員個々の能力開発、スキルアップをしていくというふうなことが一番大事でございます。具体的に、町の総合計画なり、いろいろな計画を定めております。玉城町としての方向が定められておるわけでございま

すから、その効果、成果をいち早く発揮していくためにどうあるべきなのか。PDCAサイクルに基づいて、絶えず事業が本当に町の発展のために、町のお一人お一人の皆さんのためになっておるのかどうか、こういうふうなことも考えながら、仕事に当たっていくというふうなことを基本に持っていただきながら、玉城町の発展のために全力で取り組んでほしい、こういう姿勢で臨んでおるわけでございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） そうしますと、内部規定と申しますか、そういったものは特別に定めては現在ないのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

先ほどのお尋ねでございます。町長先ほども申しあげましたように、職員の倫理保持を図り、町民サービスの維持向上に努めるということ、それをもって町政に対する町民の信頼を確保するためということで、玉城町におきましては、玉城町職員倫理規程なり、また玉城町職員倫理保持についての指針というものを定めて、日々実践しているところでございます。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 機会があれば、またそれもお示し願いたいと思います。

続きまして、外部、特に入札業者とか物品購入業者との向き合い方、どのようになっているのでしょうか。

併せて、最近よくあるクレーマー対策、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

先ほどご質問の例えば業者とかそのような関係というようなところ、これにつきましては、倫理保持についての指針というところで定めてございます。利害関係を有する者との間における留意事項ということで、それぞれ11点ほどルールを決めて、それについて実践をしておるといような現状でございます。

それと、もう一点、不当要求の関係になろうかと思うんですが、そのことにつきましても、伊勢警察署の方、この方にもいろいろ講師をいただきまして、研修会を開催をしておるところでございます。その対応要領といたしまして、いろいろな対応のことも説明をいただき、それも併せて実践をしておるといようなところ。

その中で、特にというようなところでは、町長には特別に対応させることはいかんといようなところの指導もありますし、併せまして、状況によっては警察に通報してくれと。通報するといようなことで、警察につきましては、この件に関しましても大変協力的に指導をいただいております。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。



○13番（小林 豊） 内部のことに戻りますが、これ、本当一例なんですけれども、数年前、当時の橋下徹大阪市長は、教育委員会を除く全職員、約3万3,000人ですか、対象に、入れ墨の有無を尋ねる調査を実施し、計110人が入れ墨をしていたとの調査結果を発表しました。

橋下市長は、入れ墨をしている職員を市民の目に触れる職場に配置しないなど、結果を人事に反映する方針でした。橋下市長は、市役所の記者団に、若者がファッションでタトゥーを入れる風潮も分かるが、市職員としては駄目だ。どうしてもやりたいなら、公務員を辞めて個性を發揮したらいいと述べました。

このことは町長も鮮明に覚えていらっしゃると思いますが、調査を実施しろということとは申しませんが、もし、1つの例として、このような職員がいることが発覚したら、どのような対処をなさいますか。お伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはり先ほど全体の奉仕者、そして憲法なり、あるいは公務員法で定めておる、そういう職員としてふさわしい身なり、身だしなみ、そういうふうなことを基本に、まずは自覚をしていたく。そして、町の皆さん方から信頼していただける職員としての言動、行動、それをお願いをしたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） まさしくそのとおりやと思います。

それでは、この項の最後になります。今、メンタル的に弱い若い人がかなり増えているように思います。現に職員の中にも、採用されても、すぐに退職したり、長期休暇を取ったりされている方が見えるようですが、これまた1つの例なんです。私が携わる企業では、幹部の人間にキャリアコンサルタントという国家資格を取得させ、在職者等を対象に適正や能力開発、あるいは私生活に関する相談、助言を行ったりしています。いわゆるカウンセリングになるわけですが、現在のカウンセリング状況と今後のお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長 中西。

パワハラ、セクハラの対策というようなことかと思えます。

玉城町におきましては、現在、カウンセラー協会から職員の方を派遣いただきまして、階層別にメンタル、またハラスメントの研修を毎年実施をいたしている。また、そういうメンタルヘルスの関係、アンケートで、そういう症状があるのかなというような者についても、カウンセリングをお願いしておるといふようなところ。

実績といたしまして、昨年、令和元年になるんですが、ハラスメント研修、これ、係長以上の職員、これ、2時間の研修を実施いたしておりますし、今年につきましても、メンタルヘルスの研修、管理職、また一般職別々で研修を受けております。

また、リーダー研修ということで、県のほうに研修に伺うわけですが、1日研修ということで、管理職がハラスメントなりコンプライアンス、またパワハラについての研修を受講しておるといような状況。

今後も、このような機会、積極的に参加していきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） カウンセリング等も行っているとお聞きしましたけれども、やはり外部委託というように今後考えていく必要があると思いますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の災害対策について入りたいと思ひます。

平成29年、台風第21号の豪雨は、玉城町においても広い範囲で河川の氾濫や浸水害などを発生させるなど未曾有の被害をもたらし、町民の平穩な日常生活を奪いました。この災害に対する対策は、現在も実施中です。しかしながら、私がもう一つ心配するのは、岩出地内の宮川河川敷の護岸整備です。

皆さんご承知のとおり、昼田地内においては、地元選出の国会議員の力もあり、水辺の楽校という形で護岸整備がされました。岩出地内においては、宮川河川敷と県道38号伊勢大宮線の間の一部私有地があり、整備がなされていない箇所が存在していること、これはもうご承知おきのことと存じます。

私が親しくしている5年前の区長も、当時、地震、水害等を心配して、町長はもちろんのこと、地元選出の県会議員さん、国会議員の秘書とも何度となく現場に足を運びました。あれから年月が経過していますが、現在の状況、あるいは何らかの計画がなされているのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

議員おっしゃってみえますように、調べてみましたら、下流から11.4キロ付近までは堤防のほうはほぼ整備が終わっておるといような状況でございます。その上流部につきましての国の直轄区間、その先の県管理区間において、堤防の未整備区間というのがございます。その部分につきましては、今現在も宮川治水等の連絡協議会等で県なり国に要望しておるところでございます。

また、議員おっしゃっていただいた県道との間の民有地があるところでございますけれども、その部分につきましては、一応国の直轄の区間になろうかと思ひます。それで、平成27年に制定されています宮川の河川整備計画のほうに一応堤防整備区間ということでの記載があるということでございます。

ただ、その河川の整備計画でございますけれども、おおむね30年間の計画というふうになってございますので、まだ具体的な整備の時期とか、そのあたりにつきましては未定ということでございます。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） まだ未定ということで、計画すらできてないということなんですけれども、やはり地元の方はすごく心配されておるんですよね。やっぱり一番は町が働きかけなあかんと思うんです。それで、ぜひともどしどし県なり国なりへ要望を上げてほしいなと思いますんで、町長、このことについては、町長も一緒に足運んでもらうた記憶があると思うんで、何かありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議員からのお話もございませうけれども、平成16年の宮川大災害、当時の現場でも避難勧告の発令を本部のほうへ要請をお願ひして、現場に当たっておりました。

また、平成23年にも、前もお話し申し上げましたけれども、昼田のヤマモトイサムさんがずっとここに住んでおるけれども、こんな大水見たことない。したがって、もう自分よりか先に孫を福祉会館へ避難させたんだと。こういうふうなことが、それこそ大げさな話ではありませんけれども、昼田の堤防から手が届くぐらいのところまで水位が来たという写真も残っておるわけでございます。

そういったこともあつて、ご承知のように、水辺の楽校は国のほうの整備になりましたけれども、それから上流の部分で議員おっしゃってみえるわけでもんですから、そこについては、やはり町としても、もう一度積極的に県のほうへ働きかけていきたいと、こんなふうに思っていますし、また県におきまして、防災対策の点から、県管理の部分についても、全体町村会としても県に要望しておるといふ状況でございますので、県の今の考え方といたしましては、さらに関係する市町とも連携して対策を講じていきたいというふうな考え方も打ち出されておるもんですから、より一層働きかけを進めていきたいと、こんなふうに思っています。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 私の個人的な見解ですけれども、河川敷に残っている私有地を、もう所有者の方も管理ができないような状態になっておると聞きます。これを買収して、護岸整備とともに県道を拡幅して、岩出側に歩道を整備すべきと思いますが、この考えはどうでしょうか。お伺ひしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 現状を確認なさっておられてのご発言でございますけれども、まさにもうその県道、その隣接をして民家がある。そして、竹やぶがあつて、かつての岩出の渡しもあるというふうなところがございませうもんですから、何とかその現状を考えて、もう少しストレートに岩出の集落に被害が及ぶというふうなことはないような形で、何か施工できやんかどうかというふうなことも検討を重ねていきたいと思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） いずれにしましても、国・県・町が一体となって進めていかなければ

ればなりません、やっぱり先ほども言いましたように、一番は町の働きかけ、これが最重要になってくると思います。

また、我々議会としても、積極的に国・県に対して陳情をしてかなあかんのかなとも、このようにも考えます。

災害が起きてからでは遅いわけですから、早期実現することを願って、私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（山口 和宏） 以上で、13番 小林豊君の質問は終わりました。ここで換気のため15分休憩を挟みたいと思います。

(午後1時18分 休憩)

(午後1時35分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

#### 〔4番 津田久美子 議員登壇〕

#### 《4番 津田久美子 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、4番 津田久美子君の質問を許します。

4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 4番 津田。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今年は新型コロナウイルスの感染拡大により、見えないウイルス、生活様式の変化に不安を感じることの多かった1年でありました。今までにはなかった悩みを抱えた方もおられたのではないかと思います。

そこで、住民生活を支える福祉について、今回の質問は1点のみ、改正社会福祉法に伴う地域共生社会の実現についてです。

この質問の背景には、令和2年6月に可決・成立し、令和3年4月より施行される改正社会福祉法があります。地域福祉の推進については、重要な改正であるのですが、新型コロナウイルスの影響で、報道等でもあまり取り上げられてきてはいません。

近年多く見られる8050問題やダブルケア、コロナ禍の生活で必要となる生活支援など、社会福祉の課題は多様化、複雑化しており、高齢、障害、子育て、生活困窮などの縦割りの制度・分野を超えた包括的な相談・支援体制が必要になっています。

主に今回の法改正には、理念として、地域住民が互いを尊重し、個々の参加とともに、生きることを基盤とした地域共生社会を規定しています。国や地方自治体の責務、新たな法定事業である支援体制の整備についても記載されています。

この法律の改正に伴い、玉城町としてどのように取り組んでいくのかを伺いたと思います。

まず、先ほど申し上げたような多様な地域福祉の課題がある中で、地域共生社会について、重要性をどのように捉えておられるか。言い換えれば、今重要だと考えるところ、またどのように実現していこうと考えておられるでしょうか、お聞かせください。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 津田議員から改正社会福祉法に伴う地域共生社会の実現についてのお尋ねをいただきました。大変重要なことだというふうに認識をしております。

まずは、玉城町といたしましては、議会はじめ、町の皆さん方へ大変なご理解をいただいて、東京大学と連携をして、玉城プロジェクトといたしまして始めておりますが、10年を経過いたしました。全国モデルの取組を進めてきておるわけでございます。

自分が住むまちで年を取っても豊かに住み続けられるには、どうしていくのがいいのかということでありまして、まずは高齢者の皆さん、あるいはおひとり暮らしの方が外へ出ていただいて、健康になっていただく。人との交流をしていただくことが大事だと。そして、今も町内盛んに取り組んでいただいておりますけれども、自らの健康づくりについて、意識を持って取り組んでいただいておりますということや、地域のために、人のために役に立つという、そういう熱心な取組、生きがいを持って暮らしていただいておりますということ、大変いい循環が全国モデルとして進められておるのが我が玉城町だというふうに思っており、多くの皆さんのご理解にお礼を申し上げる次第であります。

しかし、一方で、この5年、10年見てみましても、町の高齢化率は27%でありますけれども、特に少子化対策も喫緊の課題になっておる。あるいは、空き家も喫緊の課題になっておるというふうなのが目に見えてきておるわけでございまして、これをどう町として、お年寄りになっても安心して暮らせる、そういう町のために、もう一度どうしていくのがいいのかというふうなことを熱心に考えて、取り組んでいかなきゃならんと、こんなふうに思っています。

まさに地域共生社会の取組、地域包括ケアでのまちづくりというふうなものをより一層強化をしていかなきゃならんとというふうに考えておるわけでございます。

まさにオール玉城で、町のこの住みよさを持続、発展をさせていく、これが大事だというふうに認識をしております。多くの皆さん方にもご理解をいただいて、いろいろな活動が毎日毎日生まれておる。子供さんからお年寄りの皆さんまでの面倒を見ていただいたり、自らいろいろな取組をしていただいたり、今年で3年目になりますけれども、三重県第1号で厚労省からのああいうシニア世代の働く場所の確保というふうなことも生まれてきておる。NPOの方の熱心な取組もある。そういうふうなことをいかに持続させていくかということが大変重要だというふうに思っています。

ご質問等の中の具体的な法が施行されてまいります。今後の考え方等質問の中で、担当のほうからも答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

先ほど町長申し上げましたとおり、具体的な考え方について、もう少し答弁させていただきたいと思えます。

社会福祉の分野におきましては、高齢者や障害、子育て、生活困窮といったそれぞれの分野で制度が発展してまいっておりまして、専門的な支援というのが提供できるようになってきております。

一方で、議員もおっしゃられますとおり、個人や世帯が抱える生きづらさ、またリスクというのは複雑化、複合化して、いわゆる8050問題やダブルケア、ひきこもりといった形で現れております。これらの課題というのは、誰にでも起こり得る社会的なリスクと言えらると思えますけれども、個別性が高く、それぞれの制度別の支援体制だけでは対応が困難となってきているというところでございます。

このような中で、制度や分野を超えた包括的な相談・支援体制の構築が求められているというふうなものと同時に、地域や一人一人の人生の多様性を認め合い、つながり、支え合う環境を整えていくということが地域共生社会の実現というようなところかなというふうにご考えております。

町のほうでは、包括的な相談・支援体制として、地域共生室を設置いたしまして、子供から高齢者まで、障害や生活困窮、あるいは制度のはざまにある方々の複合的な相談・支援に加え、健康づくりから地域づくりの実践を進めてきております。

現在の相談・支援体制をさらに進化をさせ、今後、福祉の領域を超えて、例えば農業や産業、自治区の防災組織、就労支援組織、NPOやサークル、ボランティアの活動など、様々な資源とつながることで、人と人、人と社会のつながりや支え合いが生まれやすいような環境を整えていく、そういった工夫を進めていきたいというふうにご考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 町長のほうからは、地域共生社会の重要性について、また玉城町として大切に考えておられるということについてご答弁いただきました。また、課長のほうからは、詳細な課題について、どう向き合っていくのかという面についてご答弁いただきました。

そんな地域共生社会を目指す上で、考えなくてはならないのは、複合的な課題を抱えることが多いということです。

先ほど窓口を超えて、窓口、制度のはざまにある方を制度を超えて支援しなければならないような課題が最近多いと言われております。

まず、8050問題は、高齢の親と50代ぐらいの親子の課題。どちらかが介護の問題や障害の問題、もしくは社会的孤立といったものを抱えているケースがあります。

ダブルケアについては、昔は親の介護と子供の子育てを一体的に行うというのがダブ

ルケアと言われていましたが、今、玉城町でいろいろな方の悩みの声を私も耳にすることがありますが、おばあちゃん世代が孫育てと自分の親の介護を一緒に行っている。それは女性の社会進出が進んで、仕事をする親御さんが増えたということも一因になると思います。そういった多種多様な課題がたくさんあると思います。

2番目に聞こうとしているのが、そういった複合的な課題を抱えている方、また世帯への相談・支援体制はどのような状況でしょうかというのを聞いたかったのですが、今のご答弁で大分入っていたかと思うのですが、その支援体制について、また担当課を超えて、または関係機関を超えて連携していくというようなお話を今、いただきましたが、その事例ですね。こういう担当課を超えたこういう支援の仕方をしましたという事例があればお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

複合的な課題を抱えておられるご家庭ということは、議員もおっしゃられますとおり、例えば介護の認定が申請がされてきて、そのお宅を訪問した結果、50代の息子さん、ひきこもりの息子さんがいらっしゃったとか、また知的障害かなと思われるような方が自宅ですずっと親の庇護の下にずっと暮らしていて、社会に出ることがなかったというような場合が発見されてきたり、例えば子供の相談を受けて、そのお子さんの対応している中で、そのご家庭には介護が必要な逆に高齢者の方がいらっしゃったとか、介護までは至らないんだけど、親御さんに障害がある、また生活困窮といった問題がある、そういうふうに複合的な課題が見つかってくるというようなことがございます。

地域共生室の中ででは、ある程度、子供、高齢、障害、困窮といった連携で、それぞれの担当が対応する中で、課題の解決へ結びつけていくということもあるんですけども、やはり共生室の中の連携だけでなく、社会福祉協議会であったり、例えば学校であったり、あるいは法律や福祉の専門の職の方、民生委員さん、また地域のお隣の住民の方、そういった方々と様々情報共有して、可決をすることもできることがあれば、まだまだ状況を見守っている、そういうような継続した見守りというようなことにとどまる、そういったような状況でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 見守りながら寄り添うということこそ、まず一番先に大切なことだと思います。

さらに、生きづらさを抱えていて、その見守っているとき、その方はどこに相談していいかわからない。たらい回しになってしまったらどうしようという心配があり、困っているけれども、相談に行くのがためられるケースというのは意外と多くあると思います。

また、そういう人が来るときには、少し頑張って、大丈夫だよというようなところを見せようとするなんていうのも福祉の課題の中では聞かれています。

一昔前は、それが個人や家族の問題、あそこはお父さんがいるから大丈夫やとか、娘さんがしっかりしとるから大丈夫やというようなことで、支援の対象とならなかった方も、今では社会の問題として助け合って解決していかなければならない時代に来ていると思います。

また、その支援の、相談の対象も、個人だけではなく、世帯丸ごとであったりとか、場合によっては隣の人だったりとか、近隣の方にも協力をいただかなきゃいけない。身近な人が発するSOSに気づいていただかなくてはならないような場合もあるかと思えます。

そういったところを連携機関、今、社会福祉協議会が一番地域に近いところにいらっしゃる団体だと思いますので、そういったところと連携を取って進めていただければと思います。

あと、家族による支援には、先ほど家族がいれば大丈夫というふうに支援が遅れると申し上げましたが、実は家族による支援には限界があるとも言われています。関係が近過ぎるがために、息子さん、娘さんに何か助言をしたくてもできない。そういったことこそ他者の関わりが必要となってきます。本人がいきなり他者と関わることは難しいので、アウトリーチ支援と呼ばれる声かけ支援ですとか見守り支援を通した、そういった訪問支援などにも取り組まれるといいかと思えます。

次に、このような社会を実現していくための計画として、令和元年6月議会での一般質問でも伺ったのですが、地域福祉計画について伺います。

地域福祉計画は、市町村が策定するもので、最上位計画である総合計画との整合性を持ち、介護保険事業、障害福祉、子ども・子育てなどのそれぞれの分野別計画に横串を刺して、それらをつなぐ福祉の上位計画であると位置づけられています。

今、玉城町にはそれがない状態だと思いますが、策定に向けた取組状況はどのようになっているかお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

地域福祉計画につきましては、昨年6月議会でのご質問もございまして、前向きな取組をしたいという答弁をさせていただいているところでございますけれども、本年度、町の第6次総合計画の策定を行っており、また福祉の個別計画といたしましても、障害福祉計画や介護保険事業計画、また成年後見制度利用促進計画を作成しているところでございます。

先ほどおっしゃられましたとおり、それらの計画を横串にしていく計画というのが地域福祉計画になってこようかと思うんですけれども、それぞれ計画の中にその方向性を示すことで、当面は個別の地域福祉計画の策定を見送ってはいるところでございますけれども、地域福祉計画の策定に当たりましては、その策定をする経過の中で、住民さんや関係機関と十分な意見交換を行う中で、地域の福祉がどうあるべきか、地域共生の社



会の実現というのをどのような共通認識を持っていけるかというところが大切なところというふうにも考えておりますので、それらも考えながら、今後進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 前回の質問のときにいただいた答弁は、令和元年度を地域福祉計画の策定に向けた中核的な協議会をつくっていけないか模索し、研修を行う。協議会について検討する年度として捉えており、一、二年のうちに策定に向けて検討していきたいということでしたが、まだそういった検討の計画はないということではよろしかったですか。

では、未策定の市町村には、厚生労働省がこの計画の策定ガイドラインというのを定めています。策定に当たり、地域福祉計画が未設定の自治体においては、なぜ地域福祉計画が必要なのか、また計画の策定はどのように地域福祉の推進につながっていくのかということをも改めて庁内で議論をするとともに、先ほど課長おっしゃってくださったような地域住民や地域の専門職や機関と協議をする場を設けるべきだというふうに書かれています。

すぐには策定しないということでしたが、法的にも市町村の努力義務ではあるので、話し合いは継続的に行っていただきたいと思います。それが次につながっていくことになるのかなというふうにも感じます。

では、今回の社会福祉法改正にはもう一つ重要な部分があります。第106条全体を新設しています。重層的支援体制整備事業というのを創設し、明記しています。この新たな支援体制は、地域住民の様々な支援ニーズに対し、先ほどの複合的、多様性のある支援ですけれども、そういったニーズに対し、断らない相談窓口の設置と継続して寄り添う伴走支援を目的として、1つ目、相談支援、2つ目、参加支援、3つ目、地域づくりに向けた支援、私はすごく驚いたんですが、社会福祉のほうに地域づくりという言葉が出てきたと思って、すごくじっくり読んでみました。3つの支援を一体的に重層的に行う市町村が行う事業であるというふうに書かれています。

今はまだ市町の手挙げ方式の任意事業となっています。ただ、既に三重県では8市町が取り組んでおり、県は今後、市町に向けて行政や社協などと意見交換を行いながら、支援体制の整備に向けた人材育成や働きかけを行い、より多くの市町で取組を進めていくと2019年に策定された三重県地域福祉支援計画と併せて方針を示されています。

今後、取り組む自治体は増えてくると考えられますが、玉城町としては、計画や検討はされているでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

先ほどご質問いただきました重層的支援体制整備事業、おっしゃられますとおり、大きくは3つの事業に分かれているというところで、前段の答弁にも申し上げました第6

次総合計画の中で、この重層的な支援体制整備事業については取り組むべき事業として位置づけをしたいというふうに考えております。

この事業についての特にポイントとしては、3つを一体的に行うというところがポイントになっているかと思えます。玉城町におきましては、ある意味、相談支援事業の中で包括的な相談体制を整えるといった部分で、一部できている部分もあれば、全くこれから新たに取り組んでいかなければならない部分、そういった部分もございます。喫緊に来年度からということではないんですけれども、重層的な支援体制整備事業にそのような形で様々な取組をその方向へ向けて進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） この事業に対しては、国の財政支援が伴うということも大きいところではないかと思えます。

従来は、分野ごとに別々に交付されていた国からの補助金が、社会福祉法に基づく1つの交付金として交付されることから、分野を超えた福祉のニーズに対応できたり、場合によっては事務コストを削減できたり、それによって対人支援に時間をかけることができるようになる。これは住民さんにとっては大きなメリットであると考えられます。

それぞれの市町に合ったやり方があるので、必ずすぐにというわけではございませんが、人材と財政が必要になってくると思えます。十分に検討されたいというふうに思えます。

さらに、この取組に着手していくのであれば、重層的支援体制整備事業に関する事項は、先ほど申しあげました市町村の地域福祉計画の記載事項であると法に明記されているので、話はちょっと戻ってしまうんですが、先ほど申しあげた地域福祉計画策定も併せて、数年後を目指してでも検討される必要が出てくるのではないかと考えます。

ケア会議や分野別の計画の策定協議会などの意見も活用して、ぜひ前向きに考えていていただきたいと思えます。その際、行政の専門職と他機関の連携や、また住民との協働というのを新たに検討していくようなお考えはないでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

おっしゃられますとおり、介護の分野であれば地域ケア会議、障害の分野であれば自立支援協議会、子供の分野であれば、福祉の部分だけになりますけれども、子ども・子育て会議、そういったことで、様々な協議会が連携して、また地域福祉計画をつくっていくような形に結びついていけばいいなというふうに考えます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 課長が十分ご理解いただいているのですが、あくまでも計画と思われるかもしれませんが、策定の過程で見えてくるものというのをもたくさんあるかと思えます。それが住民の幸せにつながることに思えます。

計画だけでなく、実際に機能して、町民のためにどれだけそれが機能するかどうかということが一番大切なことになってきます。重層的支援体制整備事業は、言葉自体はとても難しく感じますが、その内容は、本当に私たちの生活の身近なところにあるものです。もう既に玉城町で取り組んでいたり、計画していたりすることで、さきに申し上げた3つの支援に合致するものがあるようにも思います。

今行っていることも含めて、3つの支援の考え方に合っているもの、今後の方向性に着いて伺います。

まずは、相談支援、属性に関わらず受け止め、自ら対応またはつなぐ相談支援についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

相談支援の事業につきましては、現在の相談支援体制の核となっております総合相談を行っている地域包括支援センター機能、それを進化をさせていくというところ、子育ての分野では、既に母子保健包括支援センターとして子育ての相談をお受けしておりますけれども、それに子供家庭総合支援拠点といった機能を追加をしていきたいというふうに考えております。

障害の分野で言いますと、現在は地域共生室のほうで一次相談という形で相談業務を受けておるんですけれども、できましたら基幹相談支援センター機能を共生室の中に置けないかなというふうに考えております。それらが一体的に相談支援の機能を果たすことができるのではないかなというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 私も福祉に従事する様々な方とお会いしてお話をする機会多くありますが、保健福祉課の職員さんをはじめ、社会福祉協議会、また民間に福祉に関わる活動を行う皆さんが、ほうっておけない、助けになりたいという思いでいつもいらっしゃるのを目にしております。

断らない相談支援というのは、既にできているように見受けられます。今後、高齢者が増加する中で、断らざるを得ないという状況にだけは絶対にならないように、今後の人員の配置や財政の検討を行っていただきたいと思いますが、この辺についてのお考えはどのようなのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 暫時休憩します。

(午後2時05分 休憩)

(午後2時06分 再開)

○議長（山口 和宏） 再開いたします。

保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

先ほどおっしゃられましたとおり、様々な相談支援を受けていく中で、専門職の確保、

また現在おります人員のスキルアップというのが欠かせないものとなっております。担当課といたしましても、これらの専門職のさらなる拡充を求めていくべきなのかなというふうには考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 先ほど前段の議員さんの中にメンタルヘルスなんていう話もありましたが、支援に関わっている方は、いつも本当に明るくにこにこ振る舞っていても、本当に精神的な負担を抱えている方も多いと思いますので、ぜひそういったところは相談等も、その職員さんの相談等も行いながら進めていっていただきたいと思います。

では、次に社会とのつながりや参加を支援する参加支援、社会とのつながりづくりに向けた支援について、支援に必要な方が地域活動に参加をしていくというような流れになっていく、それが支援につながっていくという考え方だと思いますが、こちらについて、玉城町での取組はいかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

参加の支援につきましては、特に支援が必要な方に対しまして、例えば就労であれば生涯現役促進協議会や、障害の福祉サービスなどで就労支援といった仕組みを設けてありますので、そちらのほうを進めていきたいなと思っておりますし、また違った意味で、様々な居場所へ向けて、社会参加ができるような仕組みづくりをもっと進めていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） 相談支援においては、今おっしゃっていただいたような機関と利用者のニーズを踏まえてマッチングをしていくなど、参加のメニューづくりなどを行っていただきたいと思います。

では、最後に地域づくりに向けた支援について、これはすごく新しい、全く新しいことですが、福祉に関係ないとは言いませんが、福祉課所管ではないところで行っている支援にもなってくるかと思えます。ボランティアや地域での活動に継続して参加することで、今まで支援の受け手であった人が担い手に代わっていく。それで、仲間ができることで見守りの目もあるということで、地域づくりに向けた支援というものに対してはどうやって取り組んでいかれるのかお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

津田議員からご質問いただきました地域づくりに向けた支援ということで、私もこの社会福祉、地域福祉の分野でこういった単語が使われておるということは、まさに総合力でもって当たるべき課題がここにもあるというふうな認識をさせていただきます。

今現在、冒頭津田議員もおっしゃられましたいろいろな担い手といいますか、関わっていただける方というのを育成していくという必要もございますので、NPOさんとい

うのも、ミッションでもって機動的に動ける団体というのがNPOということになるかと思えますし、今、現状の生涯現役、ショウガイというのは一生という意味の生涯になりますが、生涯現役促進協議会も、今現在は国のモデル事業を受託をしておるということもありまして、どちらかといえばシニア層であったりとか、セカンドライフに向けたような取組を中心に行っておりますが、今活動が続ける中でも、非常にお若い方からの相談もあれば、福祉に関するようなご相談もあるというふうに認識をしておりますので、ぜひともこの受託の終わった後は、広く、幅広に生涯現役というふうな形でご相談を賜って、何よりも重要なのは、中間支援組織というか、コーディネートをしていくようなところがどうしてもないと、これ、円滑に回っていかない。行政と直接その人たちだけの直接的な、直線的な関係では解決できないというふうに考えておりますので、SDGsにもありますように、誰も取り残さないというのは十分私たちが認識した上で、総合的に幸せにつないでいくというふうな方針で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） また新たな参加の場が生まれて、地域の活動が活性化するようなものであっていていただきたいというふうにも考えます。

先ほどNPOやというふうな話もありましたが、今、合同会社さんや企業でも一部、認知症の取組などにも参画していただいている企業もあるかと思えます。地域にある社会福祉協議会や、そういった団体さんと事業展開を行政は協働という名のもとに後方支援をしていていただきたいと思えます。

時間も迫ってまいりました。最後、まとめに入りたいと思えますが、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、今よりも少ない人数で多くの人を支えることになる2025年は、もうすぐそこに来ています。そのときには、こういった体制整備が出来上がって、機能しているといいなというふうに思います。

地域や家族の在り方、経済情勢の変化とともに、日本型雇用というのが形も変えてきております。昔は地縁、血縁、社縁と言うそうなんですが、仕事の縁ですね、会社の「社」と書いて。という日本の社会保障制度の基礎となっていた共同体の機能が弱くなってきているというふうに言われています。

そんな中でも、地域共生社会の実現に向けて、福祉行政、地域づくりに取り組む地域では、第4の縁というのが生まれてきているそうです。私は、それが何の縁というふうには書かれていなかったんですが、福祉縁だったりとか、思いやり縁だったりとか、地域づくり縁といった新しい縁が玉城町にも生まれ、育ってくるのではないかなと今のやり取りを聞いていて思いました。

と、本来ならここで質問を終わるところではありますが、最後、少し時間がありますので、最後に町長、今、支援を必要としている方はもちろん、また子供からお年寄りま

で、優しさと思いやりの心で助け合って頑張っている全ての町民の皆さんに玉城町としての決意を込めたメッセージをいただくことはできませんか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはりまちづくりというのは、なかなか一朝一夕には時間のかかることでありますけれども、こうして議員はじめ、多くの皆さん方の、先人の皆さん方の努力があって、大手建設会社が住みこちナンバー1という高評価をいただいた。その玉城町のよさをこれからも持続させていく。いろいろな議員も感じておられるこの地方、あるいは玉城町が抱える課題、高齢化、少子化、空き家対策とかいろいろなことがありますけれども、そうした中で、やはり不安なく玉城町で心豊かに過ごしていただける、そういう取組は、もっともっと力を合わせていくということが要と思いますし、もう一つは、玉城町の特長であるコンパクトなよさ、そして地域にまさに自主防災の組織、あるいは農地、農村の持つ多面的機能を守っていこうという大変な活動が生まれてきておるわけでありまして。ほかにもたくさんの活動が生まれてくる。そして、旧来からの自治会組織があります。そして、玉城町、65年経過いたしましたけれども、旧村のところは小学校、保育所が残る、児童館もあるって、これだけのバランスのとれたいい町はないわけでありまして、改めて今ある活動をもっともっと活性化していく。あるいは、地域の皆さん方が主体になって、おらが村を、町をよくしていこうということに行政と一緒に力を合わせて、そしてこのいろいろな危機的な状況を乗り越えていく。まさに今、一番大事なときではないかなと、こんなふうに認識をしておるわけですので、いよいよ津田議員の中にもありましたけれども、それぞれの地域で町の皆さん方が町のことを一番よくご存じでありますから、一緒になって町を盛り上げていくための支援、行政としての支援、そういうことも具体的な取組をいよいよ力を入れていく必要があるのではないかな、こんなふうに思っています。

いい部分のいろいろな開発等、新築等の動きがありますけれども、中を見ますと、町としてもっと危機感を持って、将来に向けて、将来を見据えて、今、取り組んでいかなければいかん時期に来ておるなど、こんなふうに認識をしておりますので、より今のいろいろな活動を活性化していく、そのために力を合わせていかなければいかん時代ではないかな、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 4番 津田久美子君。

○4番（津田久美子） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、4番 津田久美子君の質問は終わりました。ここで換気のため15分間休憩といたします。

（午後1時14分 休憩）

（午後1時28分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。  
休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔3番 谷口 和也 議員登壇〕

《3番 谷口 和也 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、3番 谷口和也君の質問を許します。

3番 谷口和也。

○3番（谷口 和也） 3番 谷口。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

その前に、ほかの議員さん方も述べられておりましたけれども、新型コロナウイルスについてですけれども、乾燥するこの時期に第3波ということで、報道を見ていると、また非常事態宣言を出さないといけなんではないかというぐらい、今、感染が広がっております。この玉城町においては、8月に1人感染をされましたけれども、それ以後感染をされた方が見えないということで、そこは幸いかなというふうに思います。

しかしながら、これから先、年末年始と人々が集まる機会が多くなってきます。町民の方におかれましては、マスク、手洗い、うがい、基本的な予防策をしっかり行い、この3波を乗り切っていただきたいというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

本日の質問は、人口減少についてです。タイトルのにはちょっと大きいんですけども、この質問は、私が3月に行いました質問のその後について、検討をしていただいているという下に、今回質問をさせていただきます。

本年出された第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にも書かれておりますけれども、本年、2020年をピークに人口が急激に落ちてくるというところで、そのカーブを何としても緩やかにということで、いろいろな施策が書かれております。3月の時期に私が質問をさせていただいたときは、私の考えとしては、やっぱり本町に生まれて育った方が、そのまま本町で生活をしていくと。仕事をしていただいて、そのまま子育てをして、そこでずっと住んでいただくというのが一番だというふうにお話をさせていただきました。

そこで、この3月にさせていただいた住まい・仕事・子育てという3つについて、現状と今後どうされるのかということについて質問をさせていただきます。

まず、住まいについてです。

これは3月議会において質問させていただきました町内の方が町内の空き家を利用しようと思ったときには、今、補助制度がございません。町外からの方については、最高

額150万円という補助制度が現在あります。多くは多分町外から町内に移住、移られるという方がほとんどだと思えますけれども、たまに聞きます。町内で近くに空き家があるんやけれども、使えることはできないんやろうかという話があります。別に使っていただいてもいいんですけれども、そこで内装を直すだとか、いろいろなことをすると、補助事業がありません。補助がございません。3月の質問のときに、これはそういう施策が必要ではないですかという質問をさせていただきました。

そのときの答弁として、今回出されます空き家の空き家対策計画という中で検討をさせていただきますというたしか答弁をいただきました。その計画書が出てきたんですけども、私、一応見たんですけども、そういう項目が出ておりませんでした。どっかに何かしらちらっとでもそい文言が出てくるのかと思って見たんですけども、ありません。唯一多分あるのが、空き家等及び除去した空き家等に係る跡地活用の促進の関係事項の中に、町内外からの新たな利用者を支援する取組がという文言があります。この中の一文でそれを表現をしているのかなというのがあります、この文言の中で、私の質問に対しての回答なのかということをお聞きをしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 谷口議員からの人口減少対策について、まずは私のほうから、あと担当のほうからも答弁をいたさせますけれども、町の考え方といたしましては、ご質問にもございましたけれども、人口ではこの6年の間に360人、毎年60人減少しております。これからも減少していく傾向にあります。一方で、住宅開発や新築もあるというのが町の現状でございます。

具体的に申し上げますと、今、直近の人口が1万5,400人、一番ピークのときに1万5,700人の人口でございました。この6年の間に三百五、六十人の減少でございます。そういうのが実態。

もう一つは、空き家、そして高齢化、これは玉城町においても危機感を持って対応していかなきゃならんということです。

ご質問の昨年度から移住施策の一環として空き家リフォーム補助制度を設けております。現在は移住を広くとらまえて、県内であるか県外であるかと問わず、町外からの転入者を移住者としております。

空き家対策として、流出人口を抑制するというふうな観点、つまり定住対策として、町内在住者にも補助制度を出してはどうかというふうなご指摘でございます。

今期定例会の補正予算でも増額をお願いしております。現在、空き家リフォーム補助にたくさんの相談をいただいております。来年度から空き家バンクの設置ができるように検討を進めておまして、リフォーム後の申請者の状況や、あるいは今後の相談状況、周辺の動向を踏まえ、移住・定住施策全体の中で引き続き検討をしてまいりたいと、こんなふうに考えております。



それぞれご質問等で漏れておる部分については、担当のほうからも答弁をいたさせます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

谷口議員おっしゃるように、空き家対策の計画の中でございますけれども、うたっておる項目はそのあたりになろうかと思えます。所有者の空き家等の適切な管理の促進に関する事項の中でもうたっている部分もございますけれども、まず空き家等を活用していただく場合につきまして、まず安全な建物であることというのが必要なのかということで、まずは住宅の耐震診断を受けていただいて、それで耐震補強していただくということで、その耐震補強の際には、リフォームの補助部分も、20万円でございますけれども、出るという格好になってございます。

耐震診断を受けていただいて、空き地の活用ということもお話ございましたけれども、空き地にさせていただくための撤去の費用、解体費用につきましても、耐震診断を受けていただいた後にさせていただくことができるということでございます。

また、あと耐震化がされていない空き家につきまして、今現在も、本年度につきましても、田丸地区ののほうに耐震診断の促進の啓発に歩かさせてもらっておるところでございます。

今年度につきましては、15件の耐震診断の申込みがございまして、またなおかつ申込みいただいておりますので、来年待っていただくような状況になっておるといふような状況でございます。

活用するためにも、安全な空き家にするということがまず第1点であろうかということで、今、考えてございます。

あと、町長のほうで申し述べましたように、来年度に空き家バンクのほうを立ち上げて、活用を図っていききたいというふうなところがございます。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 今のご答弁ですと、耐震の補強、多分今、150万円でしたかね、たしか。20万円のそういう補助があるということは、耐震の中に20万円が含まれているということですか。別に、耐震補強とは別に20万円が出るという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

まず、ちょっと詳細に説明させていただきますと、まず耐震診断につきましては無料で受けていただけるというところがございます。

それから、耐震につきまして、強度が足りないということになりますと、耐震補強の設計をしていただく格好になろうかと思えます。補強の設計につきましては、8万円を

限度にさせていただいております。

それから、その後に補強の工事につきましては、110万円の補助がございます。

それに併せて、耐震補強工事に併せてリフォームを行われる場合につきましては、20万円の上乗せがあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） そうしますと、今回の私の答弁に対しては、町内の方は20万円の補助が出るという答弁で終わる、結論的にはそうなるんですかね。

今回、その計画書の中で検討していただくというのは、金額、外から見た方は、内側の補強というか、改修のために、リフォームのために出しますという文言がきちっと出ています。町内の方が利用する場合は、耐震と同じようにやれば出ますという文言になっているんですけども、私の質問の意図は、リフォーム用として幾ら出ます、出しますという文言が必要ではないかというふうにちょっとお聞きをしたんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

以前の答弁もさせていただいたように、今現在の段階では、その補助ございません。ということの中で、今、空き家対策の推進協議会のほうで、いろいろな補助制度であるとかそのあたり、新しい施策につきましては今、検討させていただいております。

また、あとは町内の方向けにというわけではございませんけれども、町内に空き家をお持ちの方向けに無料相談会も定期的の実施させていただきまして、これで今回も2回目を実施させていただいたところです。コロナ禍ではありましたですし、広報等での周知だけでございましたけれども、5件の相談を受けさせていただいたというふうな状況でございます。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 計画の中で、協議会のほうで検討されるということで、私が思ったのは、多分町としてこの検討委員会に持っていくときにも、こういうことを検討してほしいという多分何かしら元があって、それに対して協議会で、いや、これはこうしようかという検討が多分なされるんじゃないかというふうに思った。

今のご答弁ですと、もう一からその協議会のほうで全て検討しますと。ということは、町が思っているのと検討委員会のほうで違う道に進む可能性だってあるわけですよ。そういうふうにはならないようにというか、町として、これは押えておいてくださいというのはないんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

町のほうとしては、町のほうで考える施策を予算化して、実現させていただくという

ところでございますし、また推進協議会につきましては、民間の方の発想をもって新しい提言等をしていただきたいということで申しておりますので、新たな補助の政策というんですか、いい補助制度があれば、町のほうに提言していただいて、協議会のほうから町長のほうに答申して、制度化していくと、そういうふうな方向になろうかと思えます。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） そうすると、協議会と町の施策というのは、要は二本立てで動くという考えでよろしいですね。今のご答弁ですと、町は町でやります。協議会は協議会のほうで検討していただいて、後で合わせて、こういうやったらどうというふうに意見が出るという認識でよろしいんですね。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 建設課長 中村。

推進協議会の位置づけというのは、町長の諮問機関というふうな格好の位置づけというふうにご理解をいただくといいんではないかなというふうに思います。町としてのやっていく政策というのもありますし、町部局から出すのではなくて、外部の専門委員さん等から発案で出していただく部分の案を出していただいて、町長に諮問し、それが内部で検討した中で採用されていくというふうな流れになろうかと思えます。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 私のお願いをしている町内の方にそういうリフォームのお金ということで、今後、町の政策として、その中にできれば本当に入れていただきたいというふうに思っておりますので、空き家に対する質問は一応この辺で終わらせていただきます。

次に、仕事について質問させていただきます。

これも3月議会のほうで質問をさせていただきました。地元で働ける場を確保をしていただきたいということで、そのときお話しした、私が就職する頃は地元採用というのがありまして、地元で何人かの方は企業に就職をされました。そのときのご回答の中にも、今はそういうのが基本的にありませんという回答をいただきました。

今回は、企業の誘致についてちょっとお伺いをしたいと思います。

このコロナ禍において、事業所の様子もちょっと変わってきているんじゃないかとは思いますが、たまたまちょっと隣の多気町さんのほうでかなり大きな事業が今、出ています。1つは、アクアイグニスさんがやる大きな施設、それと今年にちょっと決まった三重県のきのこセンターというのが来ます。これも来年3月頃に多分オープンというふうに聞いていますけれども、新聞紙上を見ますと、やはり地元でかなりの多くの雇用を創出するという報道がございます。

現在、玉城町において、そういう企業を誘致とかいう話があんまり私のほうには入ってこないんで、現実的にどうなのか、また今後どういう見通しを立てられているのかを

ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 里中和樹君。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長 里中。

企業誘致の活動、4月以降の現状ですけれども、あと今後についてなんですが、まず現状といたしまして、現在、町内で2件の企業誘致と事業拡張の相談を受けています。これ、進行形です。ですので、企業様と地権者様、あと自治区様との間に入りまして、ここ大事なんですけれども、ワンストップで調整、調査のほうを私どものほうでさせてもらっております。

また、近隣市町や県の企業誘致課、さらには中部経済産業局の地域振興室のほうにもいろいろ情報交換をさせてもらっております。

その情報交換などから、今後なんですけれども、今の町内企業様の新たな動きは、もう十分情報交換をさせていただきまして、企業拡張、それから関係企業の企業誘致の話などがあれば、迅速に地権者様や自治区様との間に入りまして、調整をさせていただきたいなと思っております。

あと、経済産業省のホームページを見てみますと、全国で927件の案件、中部地域でも110件の案件、三重県ですと26件の企業誘致の案件がありまして、玉城町をこの企業誘致先として選んでいただくためには、マンパワーと今の不均一課税だけではちょっと難しいのかなと思っておりますもんで、今後は補助金制度や税制の優遇制度などを財政と考えながら、議会さんとも相談させていただいて、進めていく必要があるかなと考えております。

以上です。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 今御答弁いただきました2件についてですけれども、恐らくは企業側から多分町に対して要請が来たのではないかなというふうに思います。これ、多気町さんの話は、かなり行政側が積極的に動いたと。きのこのセンターに関して、新聞報道なんかによりますと、本当に行政側が何回も見えて、こういうことでうちをお願いしますというふうに動かされたというふうに聞いております。現在、そういう担当の方は、もうほとんど事務所に見えずに、そういう情報収集だとか、そういうところに走り回っているというお話も聞きます。

本町、玉城町において、そういうところはどうも見えないんで、多分現在の企業誘致というのは、外からの企業さんが見えて、じゃこういうところでというのを多分主にやられているんだと思います。もっと外に対して本当に玉城町をPRする。それには、確かに多気町さんとかみたいに、工業団地みたいな、そういう広い土地が当然要りますが、そういうところも確保して、こちらから動こうという、そういう考えはないんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 町の魅力、玉城町の玉城インターがある、いろいろな他の大企業がある、そういうことは既に立地を計画なさっておられる企業さんは把握なさっておられる。

かつて工業団地を造り、行政主導でやってきた。うまくいっておるところもあるかですけれども、ほとんど失敗しておると。なかなか団地を造っても、立地がしてもらえない。美和ロックさん進出していただきましたけれども、県の第1号の農村工業導入地域として17年かかった。

したがって、何が言いたいかという、地元の皆さんが理解してくれる資力、信用がある、つまりスポンサー方式。私のところは、何としても玉城町で生産活動をしたいんやと、そういう企業やないと困りますという、そういう私は考え方を持っておる。

それで、企業さん、地元が理解をしてくれて、パナソニックさんにしても、美和ロックさんにしても、京セラさんの拡張にしても、地域の皆さん方の理解の中で今日がある。そして、2年前には万協製薬さん、ハジメ産業さんが玉城町を選んで来てくれた。ついこの間、西村経済産業大臣が万協製薬さんへ訪れていただいて、そして四、五日前に社長が私のほうへ来ていただいて、来年3月からイソジンやアルコール消毒液の増産体制に入ると、こういう計画を説明をいただいたということでございます。

要は、パナソニックさんが立地していただいて来年50年。田宮寺へ立地していただいて来年50年。そして、美和ロックさんが30年。要は、そのまちで長続きしてもらわなきゃ困ると、こういう考え方でございます。

いかに資力、信用のある安定した企業さん、これはもう地元の人がおっしゃるとおりで、谷口議員もおっしゃったように、かつては立地のときには地元雇用も盛んに配慮してくれた、それが現実でした。なかなか今はそんな、なかなか厳しいということでございますけれども、やっぱり共存共栄して、町として一緒に発展してほしい。それは私たちが絶えず立地の企業さんをお願いをして、働きかけをしておるという考え方でございますので、やっぱり安定した形の企業さんに来てもらう。それに地域の皆さん方がご理解をいただく。当然のことながら、三重県の企業立地の担当やほかのセクションにも玉城町はこういう土地があるんやと。だから、そこへぜひお願いしたいと。町の環境はこうやと。大企業さんのマザー工場がある町なんやと。教育環境も整っておるんやと。福祉の環境も整っておるんやというふうなことも説明申し上げて、魅力発信をしてきておる、PRをしてきておる、これが今の現状でございますので、ぜひいい企業さんに来てもらうて、そして町の皆さん、若い人たちがここで働いていただく。あるいは、玉城だけではなくて、近隣の今の多気町さんや、ところで、いつも言うように、玉城に企業さんあっても、1割です、玉城の方働いておるのが。あと9割は町外から。そういうふうな形で、隣の市町へ働いておるというふうな環境で、三重県の南部の松阪市の市長、一生懸命になってくれて、三重県南部の地域で優良企業が中小企業があるんやと。だから、それを一緒になって、今ここの生活の指導の先生方にも働きかけをして、動いておると

ということなんです。若い人はできるだけ残ってほしいと、そういうことでありますので、町としても、できるだけ、企業もそうでありますけれども、バランスの取れた、そういうまちづくりの中で大事なことはないかなと、こんなふうに認識しています。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 今、町長のほうからご答弁いただきました。

今の近隣の企業に就職というか、話も3月の議会のときにも町長のほうからお話をいただきまして、平成工業会というところでいろいろPRはさせてもらっていますというお話をいただきました。

今のご答弁ですと、あまりへんなところは困ると。確かに地元としても、変なところは来てもろうても困るんですけれども、そういう優良企業に対して、そういう働きかけというのは多分、今後もやっていただけるんだらうなというふうに思いますので、少しでも就職の場というものを確保するために、企業誘致、あんまり変な企業がないところですが、企業誘致をお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次に子育て支援について質問させていただきます。

これも一応3月のほうでさせていただきます。3歳以下の保育料の軽減ということで、この質問は、私が3月にする以前にも何人かの議員さんが一応質問等されてきました。3月議会においても、私以外に坪井議員のほうからもそういう軽減策というのはどうやというお話がございました。

そのときのご答弁の中に、近隣市町の状況だとか財政、これ、一番大変なんですけれども、財政等を見て、ちょっと検討させていただきますというご答弁をいただきました。その後の検討の状況というのをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

未満児の保育料の軽減につきましてでございますけれども、前回の答弁させていただきましたとおり、国が示す基準を細分化して、玉城町では既に軽減を図っているというようなご回答もさせていただいたところですが、近隣の状況につきましても注視をしていきながらというところで、現在、周辺自治体の保育料の軽減についてのご検討状況なども伺いますと、現在のところは対応の予定はないというようなことでございます。

玉城町におきましても、幼児教育の無償化が始まりましてから、やっとなんか1年が経過いたしました。まだ当面、また近隣の状況もございまして、当面はこのままと維持したいという考えであります。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 先ほど答弁いただきました。近隣の状況ですが、私、ちょっとインターネットでちょっと調べたんですけれども、南伊勢町は平成元年10月から所得に関係なくゼロ歳から5歳まで全て無料になっています。また、すごいことに、

給食費や早朝、夕方の延長保育または一時保育まで無料になっています。これは南伊勢町なんですけれども、大紀町も保育所に通われる方の給食費、保育費は今、全部無料だというふうにはたしか出ています。

では、その他の地域は確かに玉城と今、同じ状況で、所得に関して、分散されたという格好で、今、動いています。そういう状況もございます。これも子供さんの人数だとか、財政状況だとか、保育士の人数だとか、いろいろ状況は確かにございます。今後、そういう問題等も勘案して、今後、今はご答弁ですと、現状、もうこのまま行きますというご答弁でしたんですけれども、検討していただく余地というのはないのかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 奥野良子君。

○保健福祉課長（奥野 良子） 保健福祉課長 奥野。

ご指摘のとおり、南伊勢町さんですとか大紀町さんにおかれましては、大変少子化が進んでおるといような状況の中で、子供さんの保育料については無償化したりといったこと、全ての年齢に対して実施をされておるといことも承知をさせていただいております。

ただ、玉城町におきましては、そこまで少子化ということではなく、ここ近年、大体同数程度の入所のお申込みがあったりとか、また、特にここ最近ですと、未満児の入所の申込みが増えてきているような現状もございますので、今後の状況を見ながら、また近隣の、例えば伊勢市さんですとか、多気町さんですとか、明和町さんですとか、こちらの自治体のほうの状況のほうも確認をさせていただきながら、検討はしてまいりたいと思います。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） 未満児の入所が増えてきたというのは、うれしいことかなというふうに1つ思います。

とはいえ、出生される子供さんは年々多分減っています、確実に。今年、去年でしたかね、10何人でした、出生された方が。という状況にもありますので、今後、確実に多分子供さんの数等は多分減ってくると思います。今後、そういうことをもう勘案して、施策のほうで検討いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問に移ります。これは移住についての質問です。

さきに述べましたように、私は玉城町に生まれて住んで、そのまま玉城町で住んでいただくというのが一番だと思っておりますけれども、やっぱり人口を増やすと思うと、それだけでは多分いけませんので、町外から玉城町に移っていただくということが必要になってきます。

3月に出された第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略とか、玉城町の空き家計画というのが基本的に5か年計画ということで動いています。先ほど空き家バンクは来年度設置を検討されているという話でしたけれども、このコロナ禍において、リモート

ワークというのが多くなりました。というのは、今まで都会の方でも、移住を考えた方が仕事場と住むところがやっぱりなるべく近いところがいいということで、移住に二の足を踏んでいた方が多く見えるということです。

ところが、このコロナ禍が1つの、逆にこういう言い方をするとまずいのか、チャンスみたいな格好になりまして、どこにいてもリモートワークで仕事ができるということで、地方に移住をされる方が増えてきているという報道がございます。

これは直接リモートワークとは関係ないんですけども、国のほうとしても、2019年から2024年まで、地方に移住をして、そこで起業をするだとか、地方の指定の仕事場に就職されると補助金を出すという制度を、今、国が動いています。これは企業に対しても、一応そういう補助金が出るようですので、逆に言うと、今、そういう都会の方が地方に向いている時期に、そういう移住だとかそういうのを積極的に動かすチャンスではないかなというふうに私は思っています。

今、そういう空き家バンクのその受入れの体制が玉城町としてはありませんので、来年度、その空き家バンクというのをつくっていただけるとのことですので、少しは進むのかなというふうに思います。

今年、玉城町は県内で住みこちランキングの1番に選ばれました。この住みこちランキング1番というのは、住んでいただかないと分からない状況です。それから見て、幾ら住みこちランキング1番でも、じゃ何なんやという話になりますので、来ていただいて、住んでいただいて、あっ、やっぱりここはいいんだということを実感していただくということで、このタイミングを逃さずに、玉城町の制度やとかそういう施設、施策を拡充をして、外にPRをするといういいチャンスだと思うんですけども、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 中川泰成君。

○地域づくり推進室長（中川 泰成） 地域づくり推進室長 中川。

お尋ねをいただきました移住施策ということでございます。

今、現在、コロナ禍で、いわゆるテレワークというものが推進されておりまして、これは国の施策でもございます。そういうふうな状況の中で、都会在住者の方の移住志向が高まっており、これは同じ認識でございます。

また、テレワークに加えまして、今現在、ワーケーションというような、ワークとバケーションをくっつけたような非常に新たな働き方も注目をされておりまして、私もその多様な働き方を応援していくという必要があるという認識でございます。

また、県においても、「ええとこやんか三重」のホームページを立ち上げるというふうなことで、移住を推進しておるところでございます。

また、先ほど谷口議員おっしゃられました、これを機会と捉えて移住につなげようということではありますが、これも単町で、単町というのは1つの町でという意味ですが、PRしていくというのは非常に効率性の問題がございますので、来年度からは、伊勢志



摩定住自立圏協議会というところで、伊勢志摩の6市町でそういう移住対策のPR、とにかくどっかに打っていかないと、この事実をお知らせせなあかんということがございますので、そういったようなスケールメリットを生かした広域での取組を推進をしていくということでしてございます。

当町におきましては、自然と、それから暮らしやすさのバランスが強みというのが特徴かと思われますので、移住につながるケースも、可能性も十分あるというふうな認識ではおりますが、一方で、移住に必要な住む場所であるとか、働くスペースであったりとか、通信環境、様々なこれに伴って問題が出てまいりますので、まずは来年度から空き家バンクというのを設立をいたしまして、まずお一人で来る場合もあれば、家族で来る場合もございますので、住んでいただくということをまず下地の環境整備というのを一歩ずつ進めていきたいというふうな考えでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 和宏） 3番 谷口和也君。

○3番（谷口 和也） ありがとうございます。

先ほどご答弁の中にありましたワーケーション、今、伊勢が著名人の方を迎え入れて、そういうことをされています。南伊勢もされているのかな。志摩とかその辺も多分されているのかな。そういうある程度著名な方を受け入れて、その人を基に発信をしていただくという、そういうやり方なんですけれども、確かに海が横にあってという、ワーケーションには割と適やすいのかなというふうには確かに思います。

そういう意味ですと、玉城は周りは山ばっかですんで、そういうワーケーションとしてはちょっと難しいのかなというのはあるんですけれども、今言われたみたいに、伊勢志摩で全体でそういう受入れをとということで考えておられるということです。

聞くと、度会町だとか、確かに南伊勢だとかというのは、結構前から空き家バンクというのが動いていますので、そういう移住の方が見える、結構見えるという話も聞きます。

来年度、そういう空き家バンクを創設をしていただきますので、そういう受け入れ態勢をしっかりしていただいて、先ほども申し上げましたが、このコロナがいつ終わるかというのもあるんですけれども、会社によっては、コロナが終息しても、リモートワークを希望する社員にはそのままいいよという会社も見えます。会社ごと移住をしているところも何件かあるように聞きます。そういうことで、今後、もっとPRをしていただいて、玉城町の人口の減少を少しでも抑えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、3番 谷口和也君の質問は終わりました。

これで本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

明日10日は午前9時から本会議を開き、引き続き町政一般に関する質問を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3 時 09 分 散会)